

みんなと子どもすくすくアクション

～港区の就学前の子どもを取り巻く環境変化等を踏まえた30の子育て支援策～

令和5年（2023年）2月

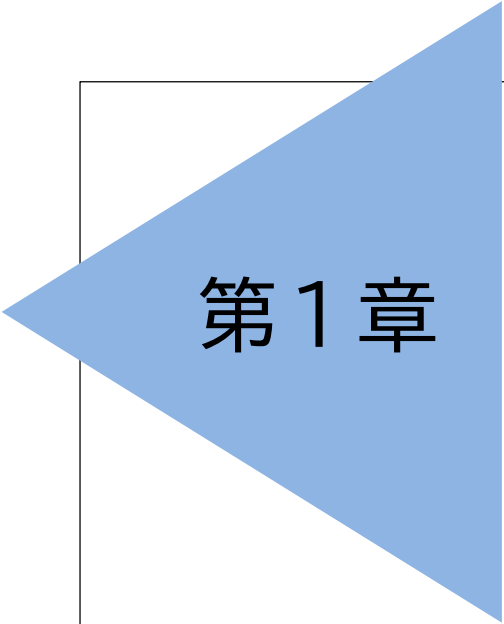
港区

目次

第1章	策定の背景	1
1	策定の背景	3
2	アンケート調査の概要	4
第2章	就学前の子どもを取り巻く環境変化	5
1	待機児童ゼロの達成・継続	7
2	幼児教育・保育の無償化の開始	8
3	児童相談所設置市への移行	8
4	こども家庭庁の設置とこども基本法の施行	8
5	新型コロナウイルス感染症の感染拡大	9
第3章	環境変化等を踏まえた子育て支援策	11
第1	教育・保育施設利用世帯への支援策	13
1	保育園等関連	13
2	認可外保育施設関連	17
3	幼稚園関連	21
4	その他	25
第2	在宅子育て家庭への支援策	27
1	在宅子育て家庭の孤独感・負担感の軽減策の実施	27
第3	特別な支援が必要な子どもがいる世帯への支援策	33
1	教育・保育施設を利用する特別な支援が必要な子どもに向けた施策の実施	33
2	子どもの障害・発達不安に関する相談体制等の拡充	37
第4	その他アンケートで把握したニーズへの対応	40
1	ひとり親世帯への家計負担軽減策の実施	40
2	多子世帯への移動支援策の実施	43
3	区立認可保育園利用世帯の要望への対応策の実施	45
4	出産費用助成に関する要望への対応策の実施	46
第5	環境変化等を踏まえた子育て支援策一覧	48
1	子育て支援策の一覧	48
2	既存子育て支援策との対応	49
第4章	今後継続して検討すること	51
1	特別な支援が必要な子どもがいる世帯に対するさらなる支援の検討	53
2	私立認可保育園等での上乗せ徴収による付加的な教育・保育の実施	54
参考資料		55
1	策定に係る検討	57

本書の見方

- ① 本書に記載している回答比率は、アンケート調査の各設問の回答者数を母数とした百分率（％）で示している。百分率（％）は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示しているため、比率の合計が100％を前後する場合がある。
- ② 複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100％を超える。
- ③ 図表内のNは、回答の合計数である。例えば、N=1,009の場合、回答数は1,009となる。
- ④ アンケート調査の回答数は、回答された内容に関わらず、回答された通りに計上している。例えば、区内に施設のスクールバスを有する私立認可保育園はないが、登園方法として施設のスクールバスを選択している回答も調整することなくそのまま計上している。
- ⑤ 掲載している自由回答は、寄せられた回答の一部を抜粋している。回答内容は、原則として原文のまま掲載しているが、回答者の特定を避けること等を目的として、趣旨を変えずに文言等を修正している場合がある。
- ⑥ 令和4年度が実施年度となっている子育て支援策については、令和4年1月実施のアンケート結果を踏まえて既に実施済のものもある（令和5年2月時点）。

A blue triangle pointing to the left, partially overlapping the top-left corner of the page's main content area.

第1章

策定の背景

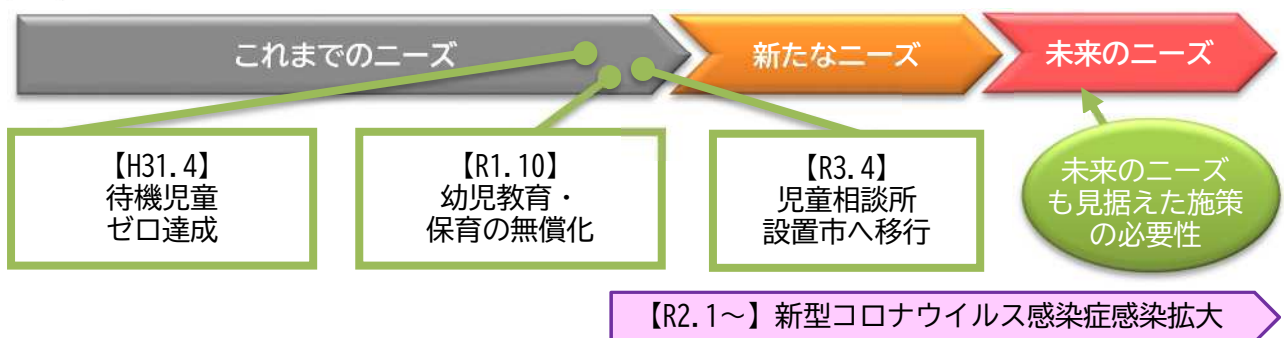
1 策定の背景

区はこれまで、待機児童解消を目的とする保育関連施策をはじめ、子育て世帯の孤立化を防ぐ相談事業や、子どもの健やかな成長をサポートする母子保健事業、障害児やひとり親世帯など困難な状況にある家庭への支援など、「子育てするなら港区」をスローガンに、世帯の状況に応じたきめ細かな子育て支援策を実施してきました。

近年、区における4月時点の待機児童ゼロの達成・継続や、幼児教育・保育の無償化等の子育て支援に関する大きな制度改革、区の児童相談所設置市への移行、こども家庭庁や東京都の子供政策連携室の設置、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が社会生活に及ぼす様々な影響など、区内の就学前の子どもを取り巻く環境が大きく変化しました。それに伴い、就学前の子どもがいる世帯が持つニーズや課題も従前とは変わってきており、新たなニーズや課題に対応する子育て支援策の必要性が生じています。



子育て支援ニーズの変化



就学前の子どもがいる世帯のニーズについては、待機児童解消前の平成30年に実施した「港区子ども・子育て支援ニーズ調査」を最後に大規模な調査は行っていなかったことを受け、就学前の子どもを取り巻く環境が変化している中において、子育て世帯の新たなニーズや課題を把握するため、令和4年1月に区内在住の就学前の子どもがいる全世帯を対象に「港区の就学前児童に対する子育て支援検討に当たってのアンケート調査」（以下「アンケート調査」といいます。）を実施しました。

この「みんなと子どもすくすくアクション～港区の就学前の子どもを取り巻く環境変化等を踏まえた30の子育て支援策～」(以下「みんなと子どもすくすくアクション」といいます。)は、アンケート調査で把握したニーズや課題に対応する新たな子育て支援策をまとめたものとして、就学前の子どもがいる世帯に対する子育て支援の早期の充実を図ることを目的に策定するものです。

「みんなと子どもすくすくアクション」に掲げる子育て支援策は、アンケート調査に

第1章 策定の背景

より把握することができた新たなニーズや課題に対応するものとし、教育・保育施設利用世帯、在宅子育て家庭（未就園児がいる世帯）、特別な支援が必要な子どもがいる世帯など、対象ごとにまとめています。

「みんなと子どもすくすくアクション」を着実に実行することで、就学前の子どもがいる世帯に対する子育て支援の早期の充実を図ります。

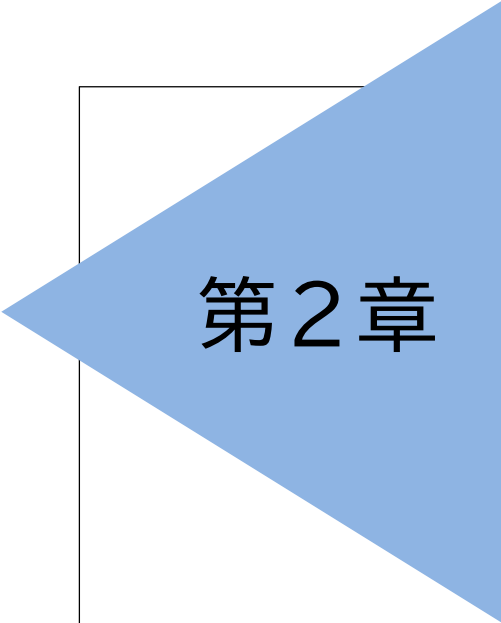
2 アンケート調査の概要

(1) 調査概要

調査名称	港区の就学前児童に対する子育て支援検討に当たってのアンケート調査
調査目的	新型コロナウイルス感染症感染拡大等の子育てを取り巻く環境変化を踏まえ、区内の子ども及びその保護者が有する現時点のニーズ等を把握する。
調査主体	港区 子ども家庭支援部 保育政策課
調査対象	区内在住の就学前児童がいる全世帯 13,233世帯 なお、子どもに関する問いの対象は、世帯内で最も年長の就学前児童とする。
調査期間	令和4年1月19日（水）～令和4年2月14日（月）
調査方法	調査用紙を郵送により配布し、郵送又はインターネットにより回収

(2) 回収数及び回収率

送付数	回収数	回収率 (回収数/送付数)
13,233世帯	郵 送：2,296世帯 インターネット：3,714世帯 合 計：6,010世帯	45.4%



第2章

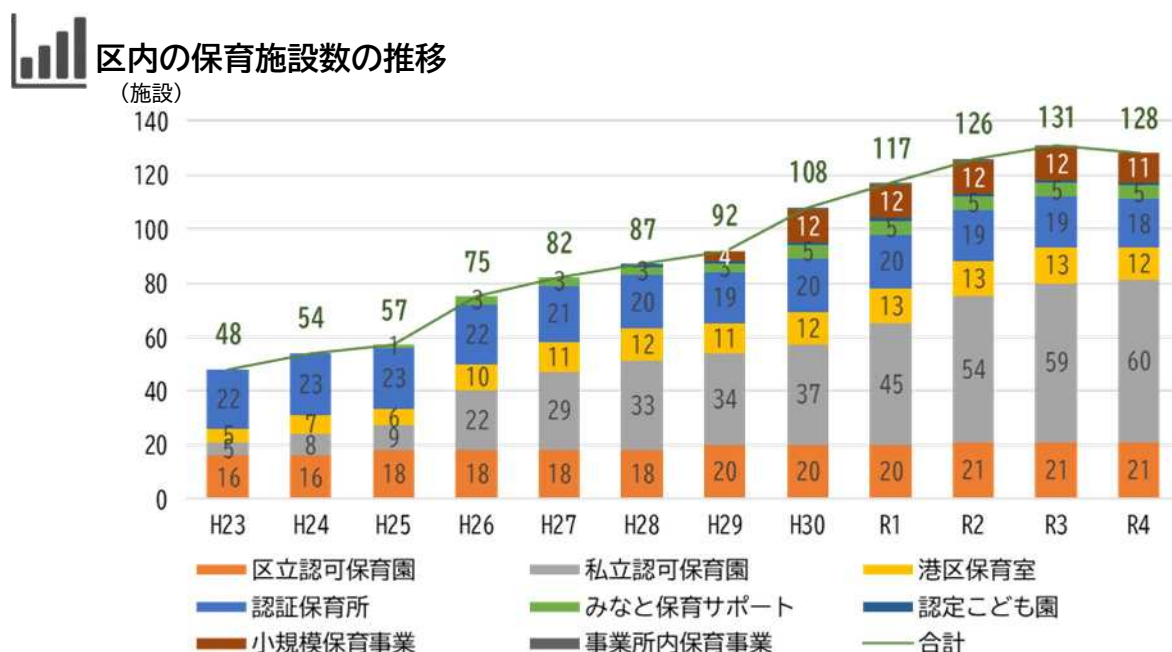
就学前の子どもを取り巻く 環境変化

1 待機児童ゼロの達成・継続

区は、平成29年4月の待機児童数が前年度4月に比べて大幅に増加したことを受け、待機児童解消緊急対策を開始しました。区立認可保育園の新設や私立認可保育園の誘致、港区保育室の開設、開設後間もない保育園の空きクラスを活用した1歳児定員の拡大など、様々な手法による保育定員拡大に取り組み、平成31年4月に待機児童ゼロを達成しました。以降、各年度4月時点での待機児童ゼロを継続しています。

しかし、保育施設の数が増え、入園を希望する世帯が保育施設に入りやすくなった一方で、保育施設の定員に対する空きの増加や、増加した保育施設の保育の質の維持・向上など、新たな課題が出てきています。

今後は、保育の量に関する課題やニーズに加え、保育施設数及び保育施設利用者の増加によって新たに生じた課題やニーズに対しても応えていく必要があります。



※認定こども園は、H28以降1園

※事業所内保育事業は、H30～R3は1園、R4は0園

2 幼児教育・保育の無償化の開始

令和元年10月から、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子ども及び住民税非課税世帯等の0歳から2歳までの子どもの保育料が無償化されました。また、一定の基準を満たす認可外保育施設についても、一定額まで無償化の対象となりました。

幼児教育・保育の無償化の主な対象となる3歳から5歳までの子どもについては、無償化以降、幼稚園や認可保育園、認定こども園、港区保育室の利用希望が大きく増加するなどの影響は見られなかった一方で、認可外保育施設の利用については増加傾向が見られます。教育・保育施設の需要の動向など、幼児教育・保育の無償化の影響については、今後も注視し、状況を見極めながら対応を講じる必要があります。

3 児童相談所設置市への移行

区は、令和3年4月に児童相談所設置市となり、児童福祉施設の設置認可や指導監督等に係る権限が大きく拡充したことなどから、多様化・複雑化する教育・保育ニーズに対し、これまで以上に主体的かつ早期に対応することができるようになりました。

特に、権限拡充に伴って令和3年度から区が実施している認可外保育施設への巡回や立入調査では、認可外保育施設指導監督基準で定められた設備面や人材面等における対応が十分でない施設があることが分かってくるなど、児童相談所設置市移行後の課題が出てきています。そのような新たな課題に対して適切に対応していくことが重要です。

4 こども家庭庁の設置とこども基本法の施行

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づく「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」が令和4年6月に成立しました。

令和5年4月には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として「こども基本法」が施行され、子ども施策の司令塔を担う「こども家庭庁」が新たに創設されます。東京都においても、令和4年4月に、子どもに関わる複合的課題に対応することを目的とした「子供政策連携室」が設置されています。

今後は、「こども基本法」に基づき、常に子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を

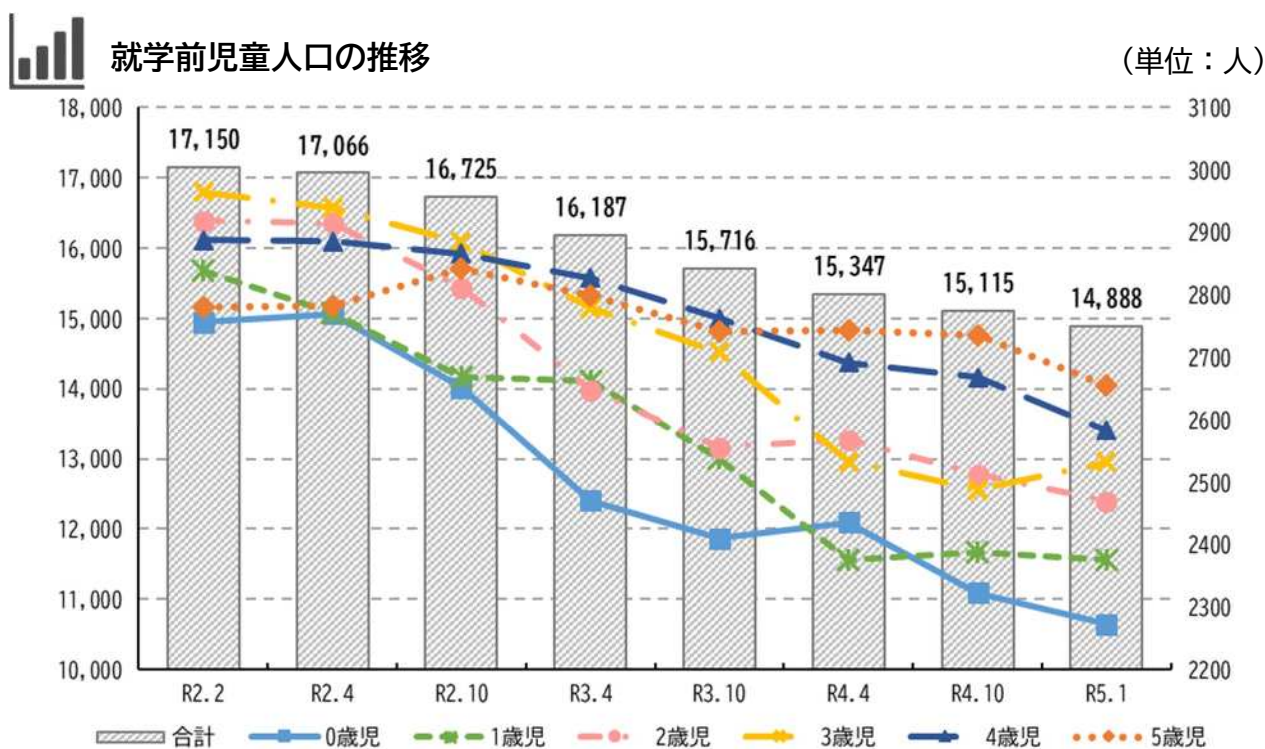
第一に考え、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こども家庭庁」が中心となり、子ども政策を総合的に推進していくこととなります。「こども家庭庁」の動きも注視しながら、区としての施策を検討していくことが必要です。

5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

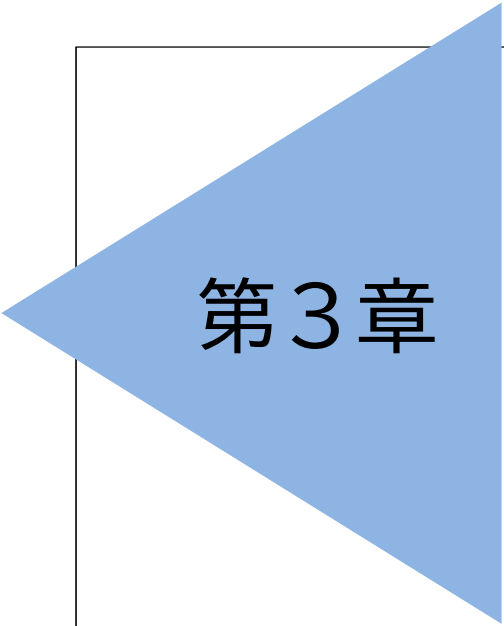
新型コロナウイルス感染症は世界規模で大流行し、国内でも多くの感染者が確認されており、今なお区民生活に大きな影響を及ぼしています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けている社会情勢において、港区の就学前児童人口（0～5歳、各月1日現在）は、令和2年2月以降減少傾向にあります。港区人口推計（令和4年3月）においては、令和5年までは一定程度の年少人口（0～14歳）が減少し、その後再び増加に転じる見通しを立てていますが、現時点では、今後の長期的な人口動向については不透明です。

区は、出生率が向上するよう結婚・出産・子育てと続く切れ目のない支援策を引き続き実施していくとともに、今後は、就学前児童人口の減少も踏まえた子育て支援策も検討することが必要です。また、就学前児童人口の減少のみならず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした社会情勢の変化が、就学前の子どもがいる世帯に与える影響を注視していく必要があります。



出典：住民基本台帳



第3章

環境変化等を踏まえた 子育て支援策

第1 教育・保育施設利用世帯への支援策

1 保育園等関連


- 待機児童解消策による保育施設の増加等に伴って、課題となっている認可保育園等の保育の質の向上を図るため、専門的な知見を持つ保育アドバイザーが認可保育園等に対して助言・指導を行う「保育アドバイザー派遣事業」を拡充します。
- また、区立認可保育園を中心とした「保育の質向上のための研究プロジェクト」を実施するとともに、大学との協働による新たな保育士研修カリキュラムを構築します。
- 区全体の保育の質の向上を目的に、日常的な保育実践現場の指針となる区独自の保育の質に関するガイドラインを策定します。

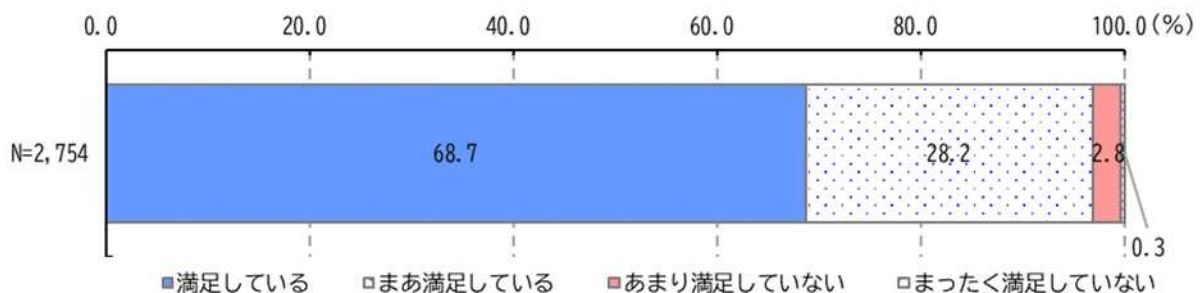
(1) 環境変化とアンケート調査結果

現在区では、「保育の量」に関する課題であった待機児童においては、4月時点でのゼロを達成した一方で、近年は、急激に増加した保育施設の「保育の質」に関する課題が顕在化しています。

特に近年新設された私立認可保育園や小規模保育事業所では、都外から採用された若い保育士が多く、経験の浅い若い職員の保育士スキルの向上などは、運営事業者からも保育の質に関する課題として挙げられています。

アンケート調査結果では、現在、認可保育園等（認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所、港区保育室）を利用する保護者の9割以上が、施設の教育・保育内容に満足している（「満足している」が68.7%、「まあ満足している」が28.2%）一方で、利用している施設に改善してほしい点として、児童や保護者に対する保育士の対応や、保育士の入れ替わりが激しいこと等が挙げられており、利用する保護者においても施設の保育の質の向上に関する要望が見られます。

 利用施設の教育・保育内容に対する満足度（認可保育園等利用者）





利用施設に改善してほしい点（認可保育園等利用者）

- 園長はしっかりされているが、若い先生の中には挨拶や相手の目を見て話すことができない方、園児を頭ごなしに叱っている方も稀にいるため、時々不安を感じる。
- 保護者への適切な報連相がされていない。育児経験がないであろう若手の保育士が多く、保護者が知りたい情報や育児に対する心配事がピンときてなさそう。
- 職員の入れ替わりが激しいので、安定した保育運営をしてほしい。
- 先生や園長の異動変更が多すぎるので不安。園の方針というものがなく、その時々や、担任の先生によって方針や重視すること、保育のあり方などが変わるので、もう少し一貫したものを持って欲しい。

また、保育施設の増加に伴い、私立認可保育園等で発生するトラブルや、運営事業者から区への相談も増加するとともに、その内容も複雑・多様化しています。

区は、巡回訪問等を通じて、運営事業者からの日々の保育に対する疑問や、職員の育成方法、危機管理の方法等、多岐に渡る相談を受けていますが、運営事業者のみでの対応が困難なケースもあり、保育の質の観点から運営事業者に対するさらなる支援が必要な状況です。



認可保育園等からの相談やトラブルの事例

<相談事例>

- 若い職員のスキルが未熟で、指導に苦慮している。
- 職員に子どもの発達の知識が不足している。職員の様子を見てほしい。
- 保護者から、園のルールについて、「負担になっている」などの意見をもらう。保護者への伝え方に悩む。

<トラブル事例>

- 園のルールに保護者が納得できず、園長と保護者との間でトラブルが生じた事例
- 子ども同士のトラブルから、園、当該両保護者の3者間でトラブルが生じた事例

（2）今後の子育て支援策

現況を踏まえ、認可保育園等の保育の質の向上に関する取組として、現在実施している「保育アドバイザー派遣事業」を拡充します。

区は、令和2年度から、危機管理対応や保育園運営等の専門的な見地から助言ができるアドバイザーが認可保育園等を訪問し、保育環境に合わせた保育内容の助言や、保護者や職員間のトラブルが発生した際に指導を行う「保育アドバイザー派遣事業」を実施しています。これまでは、派遣を各施設の希望制としているのに加え、トラブルが発生した後の事後的な対応を中心としてきました。しかし、今後はトラブルを未然に防ぐことができるよう、事業内容の改善を図ることが必要です。

より多くの保育施設が専門的な助言、指導を受け、保育内容等の改善が図れるよう、保育アドバイザー派遣事業を各施設の希望制ではなく、区内の全ての認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所、港区保育室を訪問するかたちに拡充します。

支援策1	保育アドバイザー派遣事業の拡充 【実施時期：令和4年度】
専門的な知見を持つ保育アドバイザーが保育施設に対して指導を行う「保育アドバイザー派遣事業」の対象を、区内の全認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所、港区保育室に拡大し、保育園の運営支援や保育士のさらなるスキル向上を図ります。	

また、区立認可保育園と学識経験者との連携による「保育の質向上のための研究プロジェクト」を実施します。具体的には、区立認可保育園職員に学識経験者を交えた研究会を開催し、参加する職員に、他園の保育の様子を知り、自身の保育を見直す機会を与えることで、保育に対する意識やスキルの向上を図ります。今後は、プロジェクトメンバーに私立認可保育園職員を加え、区立認可保育園、私立認可保育園が連携してプロジェクトを進めていきます。

支援策2	保育の質向上のための研究プロジェクトの実施 【実施時期：令和4年度】
大学の学識経験者を交えた研究会を開催し、認可保育園等職員の保育に対する意識やスキルの向上を図ります。	

加えて、現在区が保育士向けに実施している研修を再編し、大学の学識経験者と連携しながら、新たな保育士研修カリキュラムを構築します。新たなカリキュラムは、虐待などの不適切な保育の未然防止など、現在の保育施設が抱える課題の解決や保育士のスキルアップ、キャリアパスを見据えたものとしします。

支援策3	大学との協働による新たな保育士研修カリキュラムの構築 【実施時期：令和4年度】
大学の学識経験者と連携しながら、現在区が保育士向けに実施している研修を再編し、虐待などの不適切な保育の未然防止など、現在の保育施設が抱える課題の解決や保育士のスキルアップ、キャリアパスを見据えた保育士研修カリキュラムを構築します。	

さらに、区全体の保育の質の向上を目的に、日常的な保育実践現場の指針となる区独自の保育の質に関するガイドラインを策定します。策定するガイドラインは、区内保育施設の職員が現場での保育の指針として活用するとともに、巡回指導や職員の専門性の向上に必要とされる研修等の基礎資料としても活用できる内容としします。

第3章 環境変化等を踏まえた子育て支援策

支援策4	港区版保育の質のガイドラインの作成 【実施時期：令和5年度】
------	--------------------------------

<p>区全体の保育の質の向上を目的に、日常的な保育実践現場の指針となる区独自の保育の質に関するガイドラインを策定します。</p>
--

2 認可外保育施設関連

- ▶ インターナショナルスクールをはじめとする区内の認可外保育施設には一定の区民ニーズがある一方で、認可外保育施設の中には、認可外保育施設指導監督基準を満たせていない施設が存在します。
- ▶ 児童相談所設置市に移行し、認可外保育施設の指導監督権限が移管されたことを踏まえ、認可外保育施設を利用する児童や保護者の安全・安心をより確かなものとするために、認可外保育施設が指導監督基準を満たすための支援制度を創設し実施します。

(1) 環境変化とアンケート調査結果

就学前の子どもがいる世帯のインターナショナルスクールをはじめとする認可外保育施設の利用は、近年増加傾向にあります。アンケート調査結果では、就学前の子どもがいる世帯の12.0%が認可外保育施設・各種学校を利用しており、平成30年度に実施した子ども・子育て支援ニーズ調査の8.9%と比べて割合が増加しています。

また、平成31年度に4月時点での待機児童が解消し、認可保育園等に入園しやすい状況になりましたが、認可外保育施設保育料補助金の利用実績も年々増えています。



認可外保育施設保育料補助金の利用実績

①認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象児童数	無償化前	297人	-	-
	無償化後	474人	562人	819人
交付金額	無償化前	91,356,200円	-	-
	無償化後	182,478,530円	458,977,040円	606,955,217円

②認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていない施設

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象児童数	無償化前	-	-	-
	無償化後	129人	198人	191人
交付金額	無償化前	-	-	-
	無償化後	21,789,355円	55,488,171円	63,236,271円

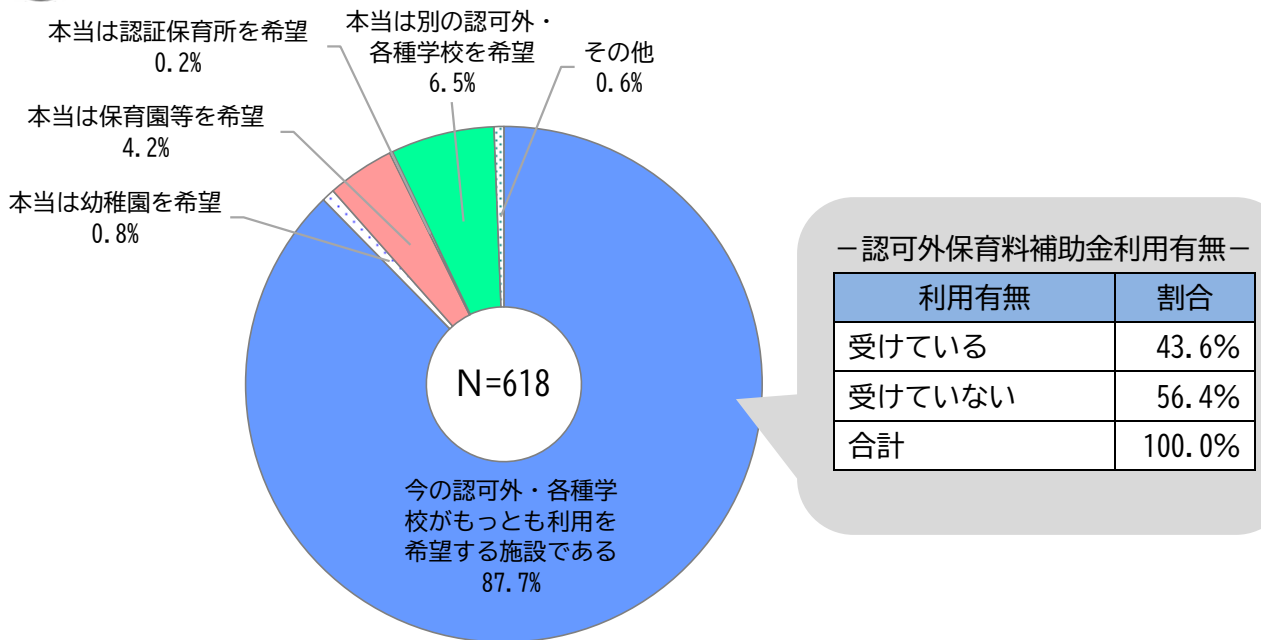
出典：港区の子ども・家庭支援（令和4年度(2022年度)版 事業概要）

現在、認可外保育施設を利用する世帯は、認可保育園等に入園できずにやむなく認可外保育施設を利用している世帯よりも、認可外保育施設独自の教育カリキュラム等を希望し、認可外保育施設を第1希望として利用している世帯が多い状況です。アンケート調査結果では、認可外保育施設・各種学校利用世帯の87.7%が、今通っている認可外保

第3章 環境変化等を踏まえた子育て支援策

育施設・各種学校がもっとも利用を希望する施設であると回答しています。

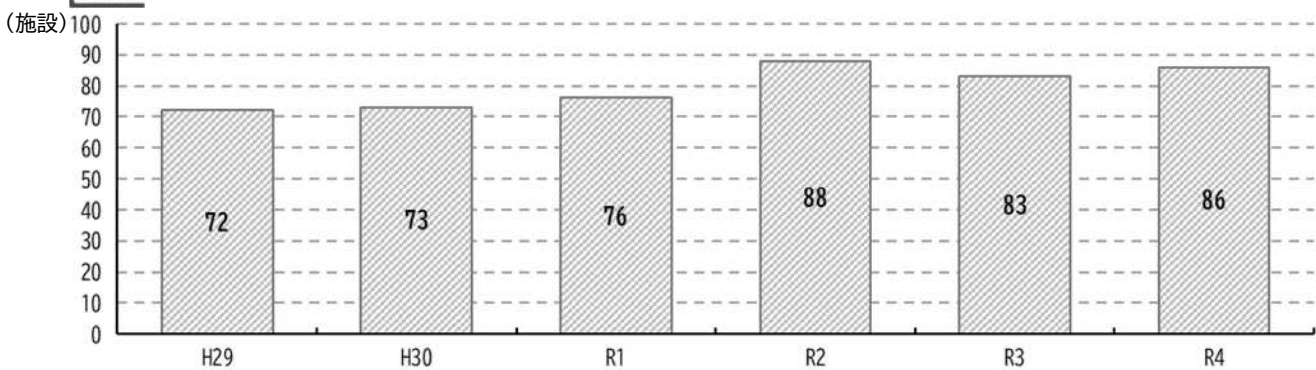
今通っている施設以外の利用希望有無（認可外・各種学校）



区内には、認可外保育施設に分類されるインターナショナルスクールが多く、小学校就学前からの英語教育を志向して施設を利用する世帯がその代表的な例と言えます。インターナショナルスクール以外にも、運動能力向上に特化したプログラム等、英語のほかにも独自の強みを持った認可外保育施設もあるなど、その特色は多種多様です。

小学校入学前からの早期教育という点で、就学前の子どもがいる世帯の認可外保育施設に対するニーズはあり、今後も、一定数の世帯の認可外保育施設の利用は継続すると考えられます。また、近年、認可外保育施設の数が増加傾向にあることから、さらに利用する世帯が増えていく可能性もあります。

認可外保育施設の施設数推移（各年4月1日現在）



※ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、その他の認可外の合計数
 ※設置者が港区のものは除く。

出典：港区認可外保育施設一覧

【参考】 インターナショナルスクールについて

いわゆるインターナショナルスクールについては、法令上特段の規定はありませんが、一般的には主に英語により授業が行われ、外国人児童生徒を対象とする教育施設であると捉えられています。

インターナショナルスクールの中には、学校教育法第1条に規定する学校として認められたものがありますが、多くは学校教育法第134条に規定する各種学校として認められているか、又は無認可のものも少なからず存在しているようです。【出典：文部科学省HP 就学義務Q&A】

※ 港区内には、就学前の子どもを対象とするインターナショナルスクールのうち、学校教育法第1条に規定する学校はありません。なお、学校教育法第134条に規定する各種学校は3校存在し、その他のインターナショナルスクールは、無認可の認可外保育施設です。

また、令和3年4月の児童相談所設置市移行により、「認可外保育施設に関する事務」が区に移管されました。移管に伴って令和3年度から区が実施している認可外保育施設への巡回や立入調査では、手洗い場など必要な設備が設けられていないなどの設備面、入所児童数に対して必要な保育従事者のうち有資格者が不足しているなどの人材面において、多くの認可外保育施設が指摘を受けており、認可外保育施設指導監督基準で定められている、いわゆる「基準上の」保育の質への対応が十分でない施設があることも分かってきました。

巡回や立入調査において、指摘事項を改善し、認可外保育施設に対する指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」といいます。）を取得するよう、働きかけてはいますが、88施設中31施設が証明書の未取得施設です（令和5年1月1日現在）。



認可外保育施設指導監督基準の項目と概要

項目		概要
第1	保育に従事する者の数及び資格	保育する乳幼児数に応じた、保育従事者の配置数や有資格者数などについて
第2	保育室等の構造、設備及び面積	保育する乳幼児数に応じた、保育室の面積などについて
第3	非常災害に対する措置	非常災害に必要な設備や、非常災害に対する具体的計画などについて
第4	保育室を2階以上に設ける場合の条件	保育室を2階以上に設ける場合に採るべき防災上必要な措置などについて
第5	保育の内容	保育の内容や、保育従事者の保育姿勢、保護者との連絡などについて
第6	給食	衛生管理や食事内容の状況などについて
第7	健康管理・安全確保	児童の発育チェック、健康診断、感染症への対応などについて
第8	利用者への情報提供	利用者へ提供するサービス内容の掲示などについて
第9	備える帳簿等	職員及び児童の状況を明らかにする帳簿の整備などについて

出典：国通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（H13.3.29 雇児発第177号）」

第3章 環境変化等を踏まえた子育て支援策

これまで区は、認可外保育施設を利用する世帯に対しては、認可保育園等との保育料負担の公平を図ることを目的とする認可外保育施設保育料補助制度を実施してきましたが、純然たる民間サービスともいえるべき施設も含まれる認可外保育施設の運営事業者に対しての補助制度はありませんでした。しかし、今後は認可外保育施設の質の向上に向けた対策が必要です。

また、令和6年10月には、幼児教育・保育の無償化の経過措置が終了し、証明書を受けていない認可外保育施設は、無償化の対象外となります。経過措置終了時、認可外保育施設の利用者や運営事業者に混乱が生ずることのないよう、周知にも取り組んでいく必要があります。

区が児童相談所設置市に移行し、認可外保育施設の保育の質に対してこれまでよりも主体的に関わることができるようになったことも踏まえ、認可外保育施設を利用する児童の安全・安心確保等の観点において、認可外保育施設の保育の質の向上策について検討する必要があります。

(2) 今後の子育て支援策

現況を踏まえ、認可外保育施設の保育の質の向上を目的とした認可外保育施設運営事業者に対する支援制度を創設します。

支援内容は、認可外保育施設指導監督基準を満たし、証明書を受けるために必要な施設の改修・移転費用の補助とし、国や東京都の補助事業を活用して実施します。

ただし、あらゆる認可外保育施設に対し、公費による永続的な補助を行うことは不適切であることから、支援制度の対象は、支援を行うことで指導監督基準を満たすことが可能になる施設に限定します。

また、支援制度は、幼児教育・保育の無償化の経過措置が終了する令和6年10月に、証明書を受けていない認可外保育施設が無償化の対象外となることを見据え、時限的なものとし、より多くの認可外保育施設が基準を満たすことができるよう支援します。

支援策5	認可外保育施設改修費等支援事業の実施	【実施時期：令和5年度】
-------------	---------------------------	---------------------

認可外保育施設を利用する児童や保護者の安全・安心をより確かなものとするため、認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な施設の改修費・移転費の補助を実施します。
--


3 幼稚園関連

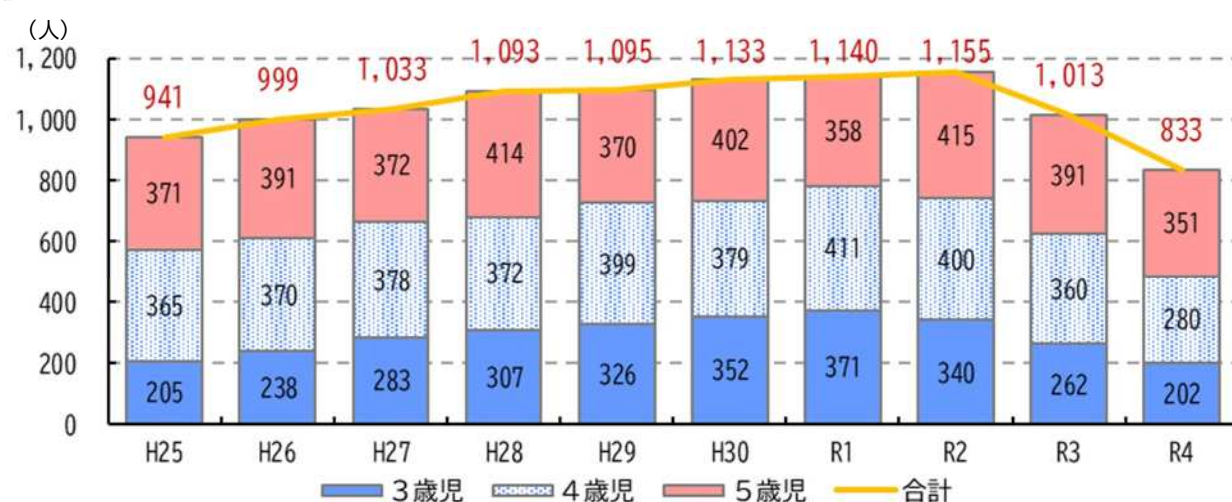
- 区立幼稚園の利用を希望する世帯や、現在利用している世帯の要望を踏まえ、区立幼稚園の子育てサポート保育（預かり保育）の利用時間を延長するとともに、区立幼稚園の夏季等の長期休業中に、区立幼稚園で園児を預かる一時預かり事業を一部の園で実施します。
- また、区立幼稚園の教育内容の充実や利便性等の向上、未就園児を対象とした体験保育等の拡充により、幼稚園の魅力向上を図るとともに、区内の幼稚園全園を紹介するパンフレット作成により、その魅力の発信を強化します。

(1) 環境変化とアンケート調査結果

区内の3～5歳の幼児人口は、住宅開発等に伴い、増加を続けてきましたが、近年は減少に転じています。3～5歳児人口の推移を見ると、令和2年4月には8,609人でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響もあり、令和4年4月には7,968人に減少しています。

幼児人口の減少、共働き世帯の増加等により、幼稚園就園者数も減少傾向にあります。アンケート調査結果での幼稚園利用世帯の割合を見ても、平成30年度調査では41.6%であったのに対し、令和3年度に実施したアンケート調査では32.6%に減少しています。港区人口推計では、幼児人口は、今後もしばらく減少することが見込まれており、幼稚園就園者数についても、さらなる減少が見込まれます。

 区立幼稚園の就園者数（各年4月現在）



アンケート調査結果において、幼稚園の利用を希望しているにも関わらず利用できていない理由を見ると、区立幼稚園利用希望世帯の24.2%、私立幼稚園利用希望世帯の31.3%が「保育時間が保護者の就労状況等と合わないから」と回答しており、「入園を希

第3章 環境変化等を踏まえた子育て支援策

望する施設の対象年齢に達していないから」に次いで高い割合となっています。

現在、区立幼稚園では、多様な幼児教育需要に対応するため、通常の降園時刻である14時から16時30分までの「子育てサポート保育（預かり保育）」を区立幼稚園利用者に対して実施していますが、それでもなお、保育時間の短さによって利用できない世帯が一定数いる状況です。



幼稚園利用希望世帯が利用できていない理由

利用できていない理由 (複数回答)	区立幼稚園利用希望世帯 (149 世帯)		私立幼稚園利用希望世帯 (147 世帯)	
	実数	割合	実数	割合
保育時間が保護者の就労状況等と合わないから	36	24.2%	46	31.3%
保育料が高いから	9	6.0%	13	8.8%
入園を希望する施設に空きがないから	3	2.0%	14	9.5%
通園できる距離にないから	7	4.7%	8	5.4%
入園を希望する施設の対象年齢に達していないから	62	41.6%	61	41.5%
その他の理由	23	15.4%	18	12.2%

さらに、アンケート調査結果では、区立幼稚園利用世帯の約2割が、16時30分以降の利用を希望していることが分かりました。現在、区立幼稚園を利用できている世帯においても、一定数が保育時間の延長を希望しています。

また、区立幼稚園を選んだ理由を見ると、「家から近く利用しやすいから」が85.3%と最も割合が高かったのに対し、「カリキュラムが魅力的だから」は7.2%と私立幼稚園等と比較して低くなっています。区立幼稚園利用世帯からは、自転車登園への対応や昼食の提供といった利便性の向上への要望も見られました。

(2) 今後の子育て支援策

現況を踏まえ、区では、現在の幼稚園就園者数の減少や、幼稚園利用世帯等の要望を踏まえた子育て支援策を実施していきます。

区立幼稚園で実施する子育てサポート保育について、保護者ニーズへの対応等の観点から、実施時間を延長します。なお、実施時間については、幼児の学びの時間として、まずは国が示す預かり保育の基準時間（教育時間との合計で8時間）となる17時まで

とします。今後、幼稚園へのニーズに加え、幼児の生活や成長への影響を確認しながら、引き続き子育てサポート保育の実施時間を検討していきます。

支援策6	区立幼稚園における子育てサポート保育の拡充 【実施時期：令和5年度】
区立幼稚園利用世帯や、利用を希望する世帯の要望を踏まえ、区立幼稚園の子育てサポート保育の利用終了時刻を、現在の16時30分から17時に延長します。	

保護者ニーズへの対応及び区立幼稚園における子育て支援充実の観点から、夏休み等の長期休業中に区立幼稚園で園児を預かる一時預かり事業を実施します。なお、夏季等休業中の預かり需要を把握しきれていないことから、まずは一部の区立幼稚園で試行的に実施し、利用状況等を確認した上で今後の展開を検討します。

支援策7	区立幼稚園における夏季等休業中の一時預かり事業の実施 【実施時期：令和5年度】
区立幼稚園利用者に一定の需要が見込まれることを踏まえ、夏季等の長期休業中に区立幼稚園で園児を預かる一時預かり事業を一部の園で実施します。	

より多くの方に区立幼稚園を選択していただけるよう、アスリートとの交流事業や伝統芸能に触れる体験事業を全園で実施するなど、区立幼稚園の教育活動を充実させ、区立幼稚園の魅力を高めます。

支援策8	区立幼稚園における教育活動の充実 【実施時期：令和5年度】
区立幼稚園全園でアスリートとの交流事業や伝統芸能に触れる体験事業を実施するなど、区立幼稚園の教育活動を充実させます。	

保護者要望を踏まえ、区立幼稚園において自転車登園に対応するとともに、小学校と連携した体験給食の実施回数拡大や、PTAが推奨する事業者へ保護者が昼食用の弁当を注文し、園児に提供する新たな取組を一部の園で試行的に導入するなど、利便性等の向上を図ります。

支援策9	区立幼稚園における利便性等向上策の実施 【実施時期：令和4年度】
区立幼稚園において、自転車登園に対応するとともに、体験給食の実施拡大や園児用の弁当を注文できる仕組みを試行導入するなど、利便性等の向上を図ります。	

第3章 環境変化等を踏まえた子育て支援策

区立幼稚園では、未就園児が教員の指導の下、園内で遊んだり、在園児と触れ合ったりする体験保育等を実施しています。また、降園後や長期休業中などに、在園児や未就園児等を対象に園庭を開放しています。幼稚園の魅力を、未就園児と保護者等により感じてもらえるよう、各園の状況に応じて体験保育の回数や園庭開放の時間等を拡大し、内容をより充実させます。

支援策 10	区立幼稚園における体験保育等の拡充 【実施時期：令和5年度】
--------	--------------------------------

区立幼稚園の魅力を、未就園児と保護者等により感じてもらえるよう、各園で体験保育の回数や園庭開放の時間等を拡大し、内容をより充実させます。	
--	--

区立幼稚園、私立幼稚園共に就園者数が減少していることを受け、就学前の子どもがいる世帯に、幼稚園の魅力や特色が伝わるよう、公私立幼稚園及び教育委員会が協力し、区内の幼稚園全園を紹介するパンフレットを作成します。

支援策 11	幼稚園紹介パンフレットを活用した魅力周知の充実 【実施時期：令和4年度】
--------	---

区内の公私立幼稚園及び教育委員会の協力により、区内幼稚園全園を紹介するパンフレットを作成し、就学前の子どもがいる世帯に対する幼稚園の魅力や特色の周知を強化します。	
---	--

4 その他

- ▶ 令和4年9月、教育・保育施設の送迎バスに子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事件が発生したことを受け、子どものバス送迎における安全管理を徹底するため、送迎用バスに安全装置の装備をする経費の一部を補助します。

(1) 環境変化とアンケート調査結果

令和4年9月、教育・保育施設の送迎バスに子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事件が発生しました。国においても、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を取りまとめ、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付けるなどの政策を進めています。

区内の教育・保育施設の送迎バスの状況については、私立幼稚園利用世帯、認可外保育施設利用世帯、各種学校利用世帯において、送迎バスで登園している割合が高いことが、アンケート調査結果から分かっています。



施設のスクールバスで登園している園児の割合（利用施設種別）

施設種別	施設のスクールバスで登園している	
	実数	割合
区立幼稚園（回答 413 世帯）	0	0.0%
私立幼稚園（回答 653 世帯）	157	24.0%
区立認可保育園（回答 1,239 世帯）	5	0.4%
私立認可保育園（回答 964 世帯）	1	0.1%
認定こども園（回答 81 世帯）	0	0.0%
小規模保育事業所（回答 39 世帯）	0	0.0%
港区保育室（回答 441 世帯）	0	0.0%
認証保育所（回答 158 世帯）	0	0.0%
認可外保育施設（回答 589 世帯）	109	18.5%
各種学校（回答 63 世帯）	18	28.6%

区においても、子どもの安全を守るため、私立幼稚園、認可外保育施設、各種学校などのスクールバスへの対策を中心に、安全・安心な登降園を徹底するための取組が必要です。

(2) 今後の子育て支援策

子どものバス送迎における安全管理を徹底するため、区内教育・保育施設のすべての送迎用バスに安全装置を装備できるよう、教育・保育施設に対して支援をします。支援内容は、安全装置の装備をするための経費の一部を補助するものとします。

第3章 環境変化等を踏まえた子育て支援策

支援策 12	送迎用バス安全装置装備支援事業の実施	【実施時期：令和5年度】
--------	--------------------	--------------

子どものバス送迎における安全管理を徹底するため、送迎用バスに安全装置の装備をする経費の一部を補助します。

第2 在宅子育て家庭への支援策

1 在宅子育て家庭の孤独感・負担感の軽減策の実施

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大などが、就学前の子どもがいる在宅子育て家庭の孤独感や負担感に拍車をかけている状況等を踏まえ、在宅子育て家庭を主な対象とする一時預かり事業について、量の拡大を行います。
- 在宅子育て家庭向けサービスである、「産前産後家事・育児支援事業」の利用可能期間及び利用可能時間数等を拡充します。
- 子育てひろば「あい・ぽーと」にカフェを設置することで親子が集える場所を提供し、親子間の交流を一層促進するとともに、子育てに関する相談、援助等の支援を行います。
- 在宅子育て家庭の保護者の多様な相談に適切に助言できるよう、子育てひろば等職員の相談対応スキルの向上を図るため、心理専門相談員が施設を巡回して、助言や指導を行います。
- 外来型乳房ケア事業、訪問型乳房ケア事業を新たに開始し、利用料金の一部を区が助成します。また、宿泊型ショートステイの対象施設を拡大します。

(1) 環境変化とアンケート調査結果

アンケート調査結果では、区内の就学前の子どもがいる世帯のうち、20.7%が教育・保育施設を利用せず、在宅で子育てをしていると回答しています。在宅子育て家庭の20.7%の内訳を子どものクラス年齢別に見ると、0歳が66.4%、1歳が15.7%、2歳が11.5%、3歳が1.7%、4歳が2.0%、5歳が2.6%であり、その多くが0歳から2歳です。

在宅子育て家庭の悩みについては、「子育ての孤独感（19.6%）」「子育ての相談先（11.1%）」など、在宅子育て家庭特有の悩みを抱えているという回答が、アンケート調査結果において一定数見られました。



在宅子育て家庭の保護者が子育てについて悩んでいること

子育てについての悩み（複数回答）	件数	割合
子育ての孤独感	207	19.6%
子どもの集団生活への慣れ	318	30.1%
子どもの健康	285	27.0%
子どもの発達	272	25.8%
子どもの教育	440	41.7%
子育ての相談先	117	11.1%
その他	74	7.0%
悩みは特にない	315	29.9%
回答世帯数（※無回答除く）	1,055	100.0%

悩みに関する自由回答の中では、「区の一時的預かりサービスは、予約でいっぱい、いざという時に利用ができない。どうしようもない時は遠方に住む両親に子どもを見てもらうをお願いをするしかないが、コロナ禍でそれも難しい現状があり、孤独感を感じる」など、子育ての支援者が近隣にいないことに加え、コロナ禍において相談先の確保がさらに困難になっているという意見もあります。



在宅子育て家庭の悩みの具体的内容

<子育ての孤独感>

- コロナへの感染が怖いため、基本自宅で母である私と子どもでいる時間が長く、子育てにおいて孤独感を感じやすい。
- 父・母双方の実家が東京から遠く、祖父母の支援を得るのが難しい為、子育ての負担が大きい。コロナ禍で、ベビーシッターを呼ぶことにも抵抗があり、難しい時期を過ごしている。
- 数年前に仕事の都合で東京に出てきて、地元が関西なので友人があまりおらず孤独。夫も帰りが遅く出張もあるため、子と2人きりの時間も多く、気が滅入る時があります。児童館や公園にも行っていますが、なかなか気を許す友人ができず。子どものことばかりで疲れます。あっぴいや pokke 以外に認可保育園でも一時保育の枠を広げてもらえると嬉しいです。

<子育ての相談先>

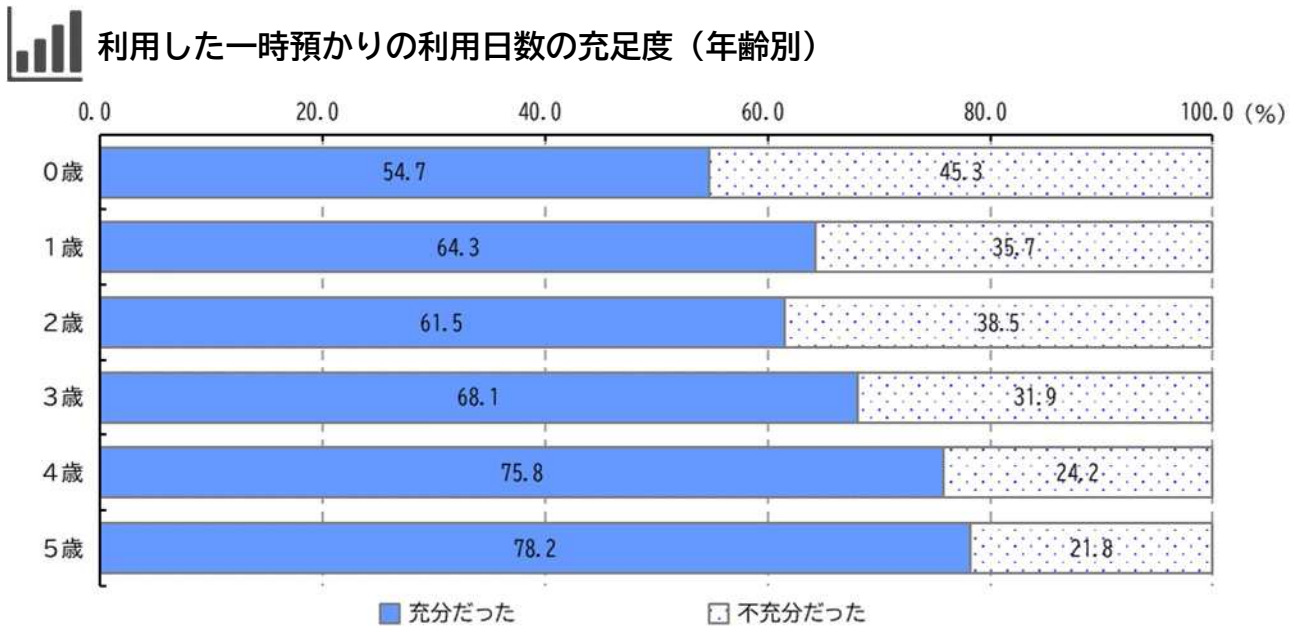
- 気軽に相談できる友人がいない。子育てにいっぱいいっぱい余裕がない。子どものこだわりが強く、どう対応していいかわからない。
- ママ友を作るのが下手なので、子育てについて気軽に相談出来たり、公園で一緒に遊べる友達が出来ると、ママ友が作ればいいのかと思う。
- 子育ての相談を誰にもできないことや、分かってもらえていないのが悩みです。
- 子どもの発達が正常かどうか、発達障害などがどうか、幼児教育はいつからどのような内容ではじめたらよいか不安。

さらに、平成30年度調査では、在宅子育て家庭のうち、祖父母等の支援を得られていない世帯の割合は27.4%であったのに対し、令和3年度調査では、33.1%と増加傾向にあります。近年のコロナ禍等の環境変化は、在宅子育て家庭の孤独感や負担感に影響を与えていると考えられ、環境変化によって拍車がかかった在宅子育て家庭の孤独感や負担感の軽減につながる支援が必要です。

区の在宅子育て家庭向けサービスについては、子ども・子育て支援法上の「地域子ども・子育て支援事業」とそれ以外の事業に分けられ、一時的預かり事業を中心に様々な事業が用意されています。特に一時的預かり事業については、認可保育園で実施する一時保育や、子育てひろば「あっぴい」等で行われる乳幼児一時的預かり事業などがありますが、「空きがなく予約が取れない」という意見が、近年継続して寄せられています。

アンケート調査結果においても、一時的預かり事業を利用したことある世帯の35.1%が「一時的預かり事業をもっと多くの日数で利用したかった」と回答しており、0歳から2歳児はその傾向が強く、特に0歳は、約半数の45.3%が一時的預かり事業をもっと利用し

たかったと回答しています。



教育・保育施設を利用していない在宅子育て家庭が多くを占める0歳児は、一時預かりのニーズが高いことに加え、0歳から2歳児は、保育をするのに必要な保育士配置や面積の基準が幼児年齢よりも厳しく、一時預かりの定員枠がニーズに対して少ないことから、定員枠の供給不足が生じていると考えられます。一時預かり事業は、0歳から2歳児が多い在宅子育て家庭を主な対象としており、そういった世帯がより利用しやすい施策を講じる必要があります。

また、現在、地域子ども・子育て支援事業以外の在宅子育て家庭向けサービスについては、子ども家庭支援センターで様々な事業を実施しています。アンケート調査では、特に「産前産後家事・育児支援事業」について、感謝の声が多い一方で、利用対象期間に対する意見など、在宅子育て家庭の現状にあわせた事業内容にして欲しい旨の意見も多く見られました。

産前産後家事・育児支援事業についての意見

- 家事支援サポートが大変助かりました。個人的には産後の方が助かったので、産後に使える期間を長くしてほしいです。産後過ぎても同様の事業が月1でもあると助かります。
- 妊娠前後の家事代行支援サービスに関して充実しており、大変ありがたかった。ただ、産後4か月で終わってしまうため、子どもが1歳になるまで支援の期間を延長してもらえるとありがたい。
- 家事支援の助成を受けられる日数が、産後120日では短すぎる。産後はバタバタしていて、使いたいと思ってようやく手続きしようと思った頃には、残り期間が少なくなっていた。
- 家事支援の助成を利用できる期間や時間を長くしてほしい。離乳食が始まる時期になると、また負担が増えてつらくなる。

さらに、区では、子育てひろば事業や乳幼児一時預かり事業を実施している「あっぴい」において、保護者の育児不安等に関する相談を受けていますが、子どもの発達に関する相談や、虐待、DVの相談など、短期での解決が難しい複雑な事例もあります。そういった相談に対しても適切な支援ができる体制が必要です。

(2) 今後の子育て支援策

現況を踏まえ、就学前の子どもがいる在宅子育て家庭の子育ての孤独感や負担感を解消するために必要な支援を拡充します。

区の一時的預かり事業に対する「空きがなく予約が取れない」という意見や、アンケート調査における一時預かり事業をもっと利用したいという要望を受け、一時預かり事業の量の拡大を行います。また、一時預かりを「もっと多くの日数利用したかった」と回答した世帯は、0歳から2歳児が多い状況であることから、特に0歳から2歳児の一時的預かり事業の量の拡大を目指します。

一時預かり事業の量の拡大にあたっては、待機児童解消後、私立認可保育園等に定員に対する空きが発生していることや、「みなと保育サポート事業」などのこれまでの待機児童解消施策の転用を視野に入れ、私立認可保育園での余裕活用型一時保育事業の実施や、みなと保育サポート事業の再編による乳幼児一時預かり事業の拡充を行っていきます。なお、みなと保育サポート事業の一時的預かり事業への再編については、現在利用している保護者の意見も聞きながら、丁寧に検討します。

また、日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等の目的による一時的な保育や、ベビーシッターを活用した共同保育が必要となった保護者が、ベビーシッターの派遣による保育サービスを受けた際の利用料を補助する事業を実施します。

支援策 13	私立認可保育園での余裕活用型一時保育事業の実施 【実施時期：令和5年度】
定員に対する空きを活用した、私立認可保育園での余裕活用型一時保育事業を実施します。	

支援策 14	みなと保育サポート事業再編による乳幼児一時預かり事業の拡充 【実施時期：令和5年度】
現在、定期利用保育とスポット利用保育を実施している「みなと保育サポート事業」の一時的預かり事業への再編に着手します。	

支援策 15	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の実施 【実施時期：令和5年度】
<p>一時的な保育や共同保育が必要となった保護者が、ベビーシッターの派遣による保育サービスを受けた際の利用料を補助する事業を実施します。</p>	

アンケート調査結果で要望が多かった、既存の在宅子育て家庭向けサービスである産前産後家事・育児支援事業について、利用可能期間や利用可能時間数を拡大するなど在宅子育て家庭の現状にあわせて拡充していきます。また、港区公式LINEアカウントを経由して電子による利用申請を受け付ける仕組みを導入するなど、利用世帯の利便性向上を図ります。

支援策 16	産前産後家事・育児支援事業の拡充 【実施時期：令和4年度】
<p>在宅子育て家庭からの要望を踏まえ、産前産後期に加えて、育児期にも必要な支援が受けられるよう、産前産後家事・育児支援事業の利用可能期間等の拡充を図ります。</p>	

子育てひろば「あい・ぽーと」にカフェを設置することで、親子がいつでも時間を気にせず集える場所を提供します。カフェの利用をきっかけとして、親子間の交流を一層促進するとともに、子育てに関する相談、援助等の支援を行うことで、保護者の孤立化を防ぐとともに育児不安の解消を図り、児童虐待の未然防止につなげます。

支援策 17	子育てひろば「あい・ぽーと」への親子が集えるカフェの設置 【実施時期：令和5年度】
<p>子育てひろば「あい・ぽーと」にカフェを設置することで親子が集える場所を提供し、親子間の交流を一層促進するとともに、子育てに関する相談、援助等の支援を行います。</p>	

子育てひろば事業や乳幼児一時預かり事業を実施している子育てひろば等では、職員が、在宅子育て家庭の保護者の多様な相談に応じています。職員が多様な相談に対して、より適切に助言できるよう、心理専門相談員が施設を巡回して、助言、指導を行い、職員の相談対応スキルの向上を図ることで、子育て家庭の育児不安の解消につなげます。

第3章 環境変化等を踏まえた子育て支援策

支援策 18	子育てひろば等職員への心理専門相談員巡回指導の実施 【実施時期：令和5年度】
心理専門相談員が、子育てひろば事業や乳幼児一時預かり事業を実施している子育てひろば等を巡回して、助言、指導を行い、職員の相談対応スキルの向上を図ります。	

産後の育児不安等を軽減するため、外来又は訪問により心身のケア、授乳や育児の指導・サポート、生活の相談等の支援を行う外来型乳房ケア事業、訪問型乳房ケア事業を新たに開始し、利用料金の一部を区が助成します。また、宿泊型ショートステイの対象施設を拡大します。

支援策 19	産後母子ケア事業の拡充 【実施時期：令和5年度】
外来型乳房ケア事業、訪問型乳房ケア事業を新たに開始し、利用料金の一部を区が助成します。また、宿泊型ショートステイの対象施設を拡大します。	

第3 特別な支援が必要な子どもがいる世帯への支援策

1 教育・保育施設を利用する特別な支援が必要な子どもに向けた施策の実施

- 教育・保育施設利用世帯の約1割が、子どもに対して障害や発達に関する不安を持っていることや、近年の教育・保育施設を利用する特別な支援が必要な子どもの数の増加等を踏まえ、支援を拡充します。
- 認可保育園等に対しては、障害児・個別的配慮児対応の蓄積が少ない私立の保育施設職員の障害児・個別的配慮児への対応力の向上のため、専門職（臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等）による勉強会などを実施します。
- 私立幼稚園に対しては、特別支援アドバイザー（臨床心理士）派遣回数を拡充します。
- また、区立幼稚園の特別支援教育担当者会を拡充し、私立幼稚園の担当者も含めて教員の育成、資質の向上を図ります。

（1）環境変化とアンケート調査結果

アンケート調査結果では、回答世帯の9.0%が、子どもに対して障害や発達に関する何らかの不安を持っています。子どもに障害や発達に関する不安を持っている世帯について、定期利用している施設別に見ていくと、施設種別に差はあるものの、どの施設の利用世帯も1割前後が「障害や発達に関する不安を持っている」と回答しています。



子どもの障害や発達に関する不安有無（利用施設種別）

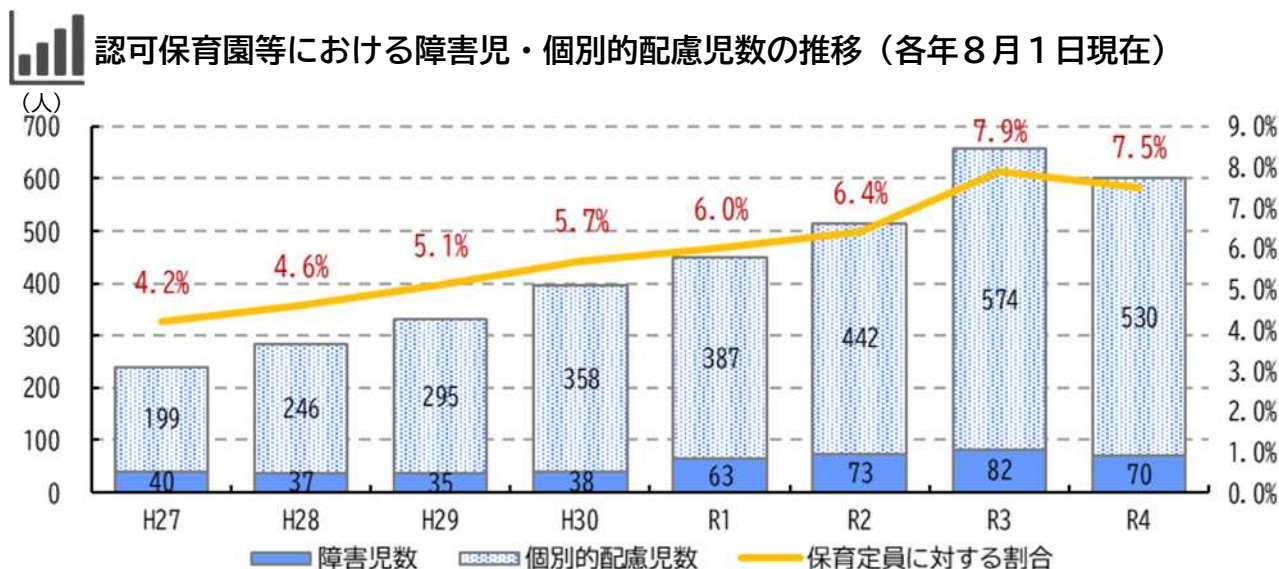
施設種別	障害や発達の不安を持っている		障害や発達の不安を持っていない	
	実数	割合	実数	割合
区立幼稚園	39	10.7%	327	89.3%
私立幼稚園	40	6.8%	544	93.2%
区立認可保育園	123	10.9%	1,005	89.1%
私立認可保育園	80	9.0%	811	91.0%
認定こども園	8	10.7%	67	89.3%
小規模保育事業所	3	8.8%	31	91.2%
港区保育室	28	7.2%	362	92.8%
認証保育所	24	16.2%	124	83.8%
認可外保育施設	39	7.3%	496	92.7%
各種学校	2	3.6%	54	96.4%
施設利用世帯合計	386	9.1%	3,821	90.9%
全体	488	9.0%	4,906	91.0%

ア 保育園等の状況

保育施設への職員の加配の算定根拠として把握している、各施設の障害児・個別的配慮児（障害認定は受けていないが、個別的な配慮が必要な児童）の数値を見ると、令和4年4月の認可保育園、小規模保育事業所、港区保育室の在園児6,590人のうち、1.1%の72人が障害児、7.7%の505人が個別的配慮児となっています。

さらに、認可保育園等に通う障害児・個別的配慮児数の推移を見ると、障害児・個別的配慮児の数及びその保育定員に対する割合は増加傾向にある状況です。

また、区による認可保育園等への巡回指導を通して、障害児・個別的配慮児対応の蓄積が少ない私立の保育施設の中には、巡回指導内容を活かしてきれていない施設があることも分かってきました。



イ 幼稚園の状況

「みんなと子どもすすくアクション」策定にあたって実施した区内私立幼稚園に対するヒアリングでは、15園中8園の私立幼稚園が「特別な支援を必要とする幼児の対応」が課題と感じており、「ここ何年かで特別な支援を必要とする幼児が増えた」、「教員の手が足りず、対応に苦慮している」、「特別支援アドバイザーは大変ありがたいが、派遣回数をもっと増やしてほしい」などの意見がありました。

特別な支援を必要とする幼児は、幼稚園においても一定数在籍していますが、区立の施設に比べ私立幼稚園は保育体制が薄く、保育が難しい状況となっています。また、私立幼稚園は私学助成こそ受けているものの、教員の加配に対する補助はなく、十分な体制がとりづらい状況です。

現在区は、私立幼稚園に対して特別支援アドバイザーの派遣などの支援を実施しており、幼児との関わり方などにおいて具体的な実践につながるなどの一定の効果はあるものの、ヒアリングにより「今現在の状況を見すぐに見てもらいたい」、「もっと多くの回数見てもらいたい」、「学期に1回という制限があるので調整しながら使っている」という意見があるなど、現在の支援が必ずしも十分ではないことが分かりました。



幼稚園を利用する特別な支援が必要な子どもへの支援状況

区立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ● 各園に特別支援アドバイザー（臨床心理士）を派遣。幼児の様子を観察し、教員へアドバイスする（原則5回／年） ● 優先度に応じて各園に保育補助員を配置（医師の診断不要） ● 加配の教員がいればその教員が対応 ● 各園の特別支援教育の中心的役割を担う教員育成や資質向上を目指し、担当者会を年5回開催 															
私立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ● 各園に特別支援アドバイザー（臨床心理士）を派遣。幼児の様子を観察し、教員へアドバイスする（1回／学期） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">R元</th> <th style="width: 20%;">R2^{※1}</th> <th style="width: 20%;">R3</th> <th style="width: 25%;">R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣回数 (延べ数)</td> <td style="text-align: center;">6回</td> <td style="text-align: center;">2回</td> <td style="text-align: center;">11回</td> <td style="text-align: center;">8回^{※2}</td> </tr> <tr> <td>派遣園数</td> <td style="text-align: center;">4園</td> <td style="text-align: center;">2園</td> <td style="text-align: center;">6園</td> <td style="text-align: center;">3園^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各園で臨時休業や午前保育などで保育時間そのものが短かったことや、分散登園をしたことで園児に対して教員数に余裕があったため、アドバイザーの手を借りることなく各園で対応できていたものと考えられます。</p> <p>※2 令和4年9月末時点の実績（4回）から推計</p> <p>※3 令和4年9月末時点の実績</p>		R元	R2 ^{※1}	R3	R4	派遣回数 (延べ数)	6回	2回	11回	8回 ^{※2}	派遣園数	4園	2園	6園	3園 ^{※3}
	R元	R2 ^{※1}	R3	R4												
派遣回数 (延べ数)	6回	2回	11回	8回 ^{※2}												
派遣園数	4園	2園	6園	3園 ^{※3}												

（2）今後の子育て支援策

現在区では、障害児や個別的配慮児の保護者に対する認可保育園等入園時の相談や、障害児や個別的配慮児を受け入れた認可保育園等に対する職員の加配調整のほか、当該施設と施設に通う障害児や個別的配慮児の保護者への支援として、臨床心理士などの専門の相談員による「施設に対する巡回指導」及び「保護者に対するカウンセリング」を行っています。

近年、認可保育園等の障害児・個別的配慮児の数が増加していることを踏まえ、令和4年度に、「施設に対する巡回指導」及び「保護者に対するカウンセリング」の実施回数を拡大するとともに、これまで区立認可保育園、認定こども園、港区保育室のみだった、「保護者に対するカウンセリング」の対象を、私立認可保育園、小規模保育事業所にも拡大しました。

今後も障害児・個別的配慮児の数の推移を注視しながら、実施回数を検討するとともに

第3章 環境変化等を踏まえた子育て支援策

に、障害児・個別的配慮児対応の蓄積が少ない私立の保育施設職員を中心に、障害児・個別的配慮児への対応力の向上を図るため、専門職（臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等）による勉強会などを実施し、職員の資質の向上を図っていきます。

支援策 20	認可保育園等の障害児・個別的配慮児への対応力向上策の実施 【実施時期：令和5年度】
障害児・個別的配慮児対応の蓄積が少ない私立の保育施設職員を中心に、障害児・個別的配慮児への対応力の向上を図るため、専門職（臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等）による勉強会などを実施します。	

私立幼稚園に対しては、区立の教育・保育施設と同程度の体制が確保できるよう必要な支援を行います。私立幼稚園に対する特別支援アドバイザー（臨床心理士）派遣について、これまで1学期に1回（最大年3回）までとじていましたが、区立幼稚園と同一の年5回までに拡充します。

また、各区立幼稚園の特別支援教育担当者会を拡充し、私立幼稚園の担当者も含めた教員の育成、資質の向上を図る機会とします。現在は主に講演会形式で開催していますが、オンラインを活用するなど、より参加しやすい形式で実施します。

支援策 21	私立幼稚園への特別支援アドバイザー派遣、特別支援教育担当者会の拡充 【実施時期：令和5年度】
区内私立幼稚園の要望等を踏まえ、私立幼稚園への特別支援アドバイザー派遣、特別支援教育担当者会を拡充します。	

2 子どもの障害・発達不安に関する相談体制等の拡充

- 児童発達支援センターでの初回相談までに時間を要している状況や、相談自体に抵抗を感じる保護者に対する早期の相談機会の提供という課題を踏まえ、子どもの障害・発達不安に関する相談体制を拡充します。
- 具体的には、初回相談までの時間を短くできるように、相談者のニーズに合わせて相談に対応できる体制を構築するとともに、子どもの発達に不安のある保護者が、障害や発達などについて気軽に相談できるように、親子で参加することができるアウトリーチ型の「出張相談・親子サロン」を実施します。
- さらに、療育が必要な障害児が、適切な時期に療育を受けられるよう、「併用通所」の利用対象者を、元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラス通園児に対しても拡大します。

(1) 環境変化とアンケート調査結果

アンケート調査では、回答世帯の9.0%が、子どもに対して障害や発達に関する何らかの不安を持っています。そのうちの9割は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれも所持していない世帯です。

障害や発達に関する不安の内容としては、「言語発達に関する不安」が40.2%ともっとも高く、そのほかにも「多動や衝動性等行動に関する不安」が34.2%、「対人関係等コミュニケーションに関する不安」が31.5%、「発達障害に関する不安」が26.3%と高い割合を示しています。

現在区では、令和2年4月に開設した児童発達支援センター「ばお」において、発達につまずきや遅れがある乳幼児・児童を対象に、日常生活における基本的な動作や自立に必要な知識及び技能の習得、集団生活への適応を支援しています。児童発達支援センターでは、子どもの成長・発達、障害福祉サービス利用等の相談を受ける「相談支援」や、通所等により、遊びを通して基本的な生活習慣や集団生活に適応できる力を身に付けることを目的とした「障害児通所支援」を行っています。

アンケート調査では、児童発達支援センターのサービスについて、感謝の声が多い一方で、面談までの期間や申請手続きに時間がかかるなどの意見が見られました。実際に児童発達支援センターでは、子どもの発達に関する相談が増えており、インテーク（困りごとや課題を抱えている人に対する初回相談）を行うまでに、2か月程度、長い方では3か月程度かかっている現状があります。



児童発達支援センター「ばお」についての意見

- 3歳時健診で相談し、「ばお」に繋げていただきました。子どもの発達に問題があるのか今のところはっきりしませんが、もしもの場合の心の準備と、早い時期に対応できたのは良かったと思います。
- 通所受給者証を発行してもらい児童発達支援センターに通っているが、悩んでいる時から区の相談窓口を利用するなどして現在月2回のサービスを受けられるところまでサポート頂き、早めの対応ができたのは大変感謝している。
- 子どもの個性に応じた子育ての助言は家庭相談でも発達支援センターでもいただけますが、親の個性も踏まえてご助言いただけるとなおありがたいです。
- 現在定期的に区の療育施設（ばお）に通所しているが、もっと通える日数が多ければ（心理士の方はじめ皆様素晴らしく、子どもの成長を感じられるので）と思う。また区の保健師の方もこちらの要望に丁寧に対応して下さり大変感謝しているが、いつもとてもお忙しいと感じる。療育関係のものはいつも手続き（面談、申請等）に数カ月かかるので、きっと療育の相談が多い中、大変な思いをしてやって下さっていると思うものの、もう少し早く手続きが進むとスムーズに療育を受けられる人が増えるのではと思う。手続きの煩わしさもあり、親が仕事をしながら手続きを進めるのはかなり大変で、満足いく療育を受けさせるのを断念するケースもあるのではと思うので。

また、保護者の中には、子どもの障害や発達に対する不安を持ちながらも、児童発達支援センターに相談することに抵抗がある保護者も一定数おり、そういった世帯に対する早期の相談機会の提供も課題となっています。

（2）今後の子育て支援策

現況を踏まえ、子どもの発達に不安のある保護者を、なるべく早く初回相談につなげることができるよう、現在行っている初回相談のほか、相談者のニーズに合わせて、相談に応じる職員や相談時間を柔軟に調整できる相談体制を構築します。

現在の初回相談は、相談の内容に関わらず、相談者に対して相談員と心理士の2名体制で一律2時間行っていますが、今後は、相談内容を事前に把握し、その内容に応じて職員数や相談時間を調整するとともに、心理士など相談に応じる職員を増やすことで、より早期に相談や支援につなげられるような体制を整えます。相談者に対してどのような相談体制で対応するかについては、子どもの状態や保護者のニーズなどを見て判断します。

支援策 22

児童発達支援センターでの相談者に合わせた相談体制の構築

【実施時期：令和5年度】

子どもの発達に不安のある保護者を、早期に相談・支援につなげるために、相談者のニーズに合わせて相談に対応できる体制を構築します。

さらに、子どもの発達に不安のある保護者が、障害や発達などについて気軽に相談できるよう、親子で参加することができるアウトリーチ型の「出張相談・親子サロン」を新たに実施します。

「出張相談・親子サロン」では、心理士などの職員体制を強化して、区有施設のスペースを活用し、参加した親子に対して、心理士と支援員（保育士等）が遊びを提供しながら発達相談に応じます。場合に応じて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の専門家も参加し、支援の必要性が高い子どもに対して、児童発達支援センターの利用等につながります。

支援策 23	子どもの障害や発達について気軽に相談できる出張相談・親子サロンの設置 【実施時期：令和5年度】
保護者が障害や発達などについて気軽に相談できるよう、親子で参加することができるアウトリーチ型の「出張相談・親子サロン」を実施します。	

また、区では、療育が必要な子どもが、適切な時期に、特性に合った療育を受けられる環境を整えるため、保育園に通う子どもが、午前中に児童発達支援センターに通所して療育を受け、給食（摂食）指導を受けた後に、所属する保育園に通う「併用通所」を実施しています。

これまでは、元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラス通園児に対しては、重度の障害等がある子どもへの移動負担や環境変化などの課題があることから、併用通所を実施しておらず、児童発達支援センターの職員が保育園に行き、子どもへの療育や保育園職員への療育方法の助言を行ってききました。

しかし、その後、子どもへの適切な時期の療育の必要性や、障害のある子どもの保護者が安心して就労できる環境へのニーズが高まってきたことを受け、児童発達支援センターで支援する職員や送迎等の体制の調整や、元麻布保育園との療育や保育における連携を更に進めることで、児童発達支援センターと保育園の「併用通所」の利用対象者を、元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラス通園児に対しても拡大します。

支援策 24	児童発達支援センターと保育園の「併用通所」の対象の拡大 【実施時期：令和5年度】
療育が必要な子どもが、適切な時期に療育を受けられるよう、児童発達支援センターと保育園の「併用通所」の利用対象者を、元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラス通園児に対しても拡大します。	

第4 その他アンケートで把握したニーズへの対応

1 ひとり親世帯への家計負担軽減策の実施

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響の長期化及び昨今の物価高騰の家計への影響を踏まえ、低所得のひとり親世帯等に対しては引き続き、経済的な生活支援を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に対する緊急的・時限的な事業として実施している「エンジョイ・セレクト事業」について、昨今の物価高騰の家計への影響等を踏まえ、令和5年度も継続します。

(1) 環境変化とアンケート調査結果

アンケート調査結果では、回答があった就学前の子どもがいる世帯のうち、4.2%はひとり親世帯です。

ひとり親世帯の世帯年収では、「200万円未満」が16.3%と、「1,000～1,500万円未満」と並んでもっとも回答割合が高く、「200～300万円未満」も11.8%の回答割合がありました。




ひとり親世帯の世帯年収

世帯年収	ひとり親世帯		両親同居世帯	
	実数	割合	実数	割合
200万円未満	36	16.3%	41	0.8%
200～300万円未満	26	11.8%	45	0.9%
300～400万円未満	26	11.8%	96	1.9%
400～500万円未満	14	6.3%	126	2.5%
500～700万円未満	21	9.5%	342	6.7%
700～1,000万円未満	27	12.2%	783	15.4%
1,000～1,500万円未満	36	16.3%	1,307	25.7%
1,500～2,000万円未満	11	5.0%	1,003	19.7%
2,000～3,000万円未満	12	5.4%	737	14.5%
3,000～5,000万円未満	10	4.5%	365	7.2%
5,000～1億円未満	0	0.0%	171	3.4%
1億円以上	2	0.9%	69	1.4%
合計	221	100.0%	5,085	100.0%

また、令和3年12月に実施した、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けた低所得の子育て世帯を対象とする「エンジョイ・セレクト事業」の利用世帯に対するアンケートの結果では、回答があったひとり親世帯のうち、62.1%が「新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で収入が減った」と回答しています。

さらに、「収入が減った」と回答したひとり親世帯の49.5%が「生活を切り詰めている」と回答しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減により、日常生活に影響が出ているひとり親世帯が一定数いることも分かっています。

区では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済的な影響が大きい低所得のひとり親家庭等に対し、家計と家事の負担を軽減することを目的に、令和2年度に夕食支援のための弁当を提供する「ひとり親家庭等支援エンジョイ・ディナー事業」を開始しました。令和3年度からは当該事業を拡充し、カタログから注文された食料品等を自宅配送する「エンジョイ・セレクト事業」を実施しています。

 ひとり親世帯向け支援サービスの実施状況

実施年度	事業名	対象者	提供方法	実績
R2年度	ひとり親家庭等支援エンジョイ・ディナー事業	【①か②に該当】 ①児童扶養手当を受給する保護者及び子ども ②コロナの影響で、R2.2以降の月額収入が1か月でも基準額以下になっているひとり親家庭等	夕食支援のための弁当提供	延べ配布個数 130,915個(R2)
R3年度～	エンジョイ・セレクト事業	【①か②か③に該当】 ①児童手当を受給している児童扶養手当の所得基準未満の両親世帯 ②児童扶養手当を受給しているひとり親世帯 ③コロナの影響で、世帯の収入が児童扶養手当受給基準程度まで下がったひとり親の家計急変世帯	カタログから注文された食料品等を自宅配送	延べ配送世帯数 38,576件(R3)

出典：港区の子ども・家庭支援（令和4年度(2022年度)版 事業概要）

エンジョイ・セレクト事業については、アンケート調査の回答でも「コロナ禍により雇用体系が変わり、個人事業主での働き方を余儀なくされている状況で、収入も大幅に減っているため、このサービスは我が家の食を補う貴重なものとなっている」等の好意的な意見が寄せられるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に影響を受けたひとり親家庭等に対する経済的支援の役割を果たしています。



エンジョイ・セレクト事業についての意見

- ひとり親のため、エンジョイセレクトなどを利用させていただいております。コロナ禍により雇用体系が変わり、個人事業主での働き方を余儀なくされている状況で収入も大幅に減っているため、このサービスは我が家の食を補う貴重なものとなっており、大変助かっています。コロナによるメンタルストレスに加え、収入の不安のストレスがかかり、母子ともに不安定な状況ですが、区からの支援によりどうか毎日を過ごせています。
- 母子家庭に対するの対応力は他の地区よりもあると思う。特にエンジョイセレクト事業関連にて大変助けられていて、親子共々元気をいただいております、満足です。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響の長期化及び昨今の物価高騰の家計への影響も踏まえ、低所得のひとり親世帯等に対しては引き続き、経済的な生活支援が必要です。

(2) 今後の子育て支援策

「ひとり親家庭等支援エンジョイ・ディナー事業」、「エンジョイ・セレクト事業」は、新型コロナウイルス感染症感染拡大に対する緊急的な対応であることから時限的な事業として実施してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響の長期化及び昨今の物価高騰の家計への影響も踏まえ、「エンジョイ・セレクト事業」を継続します。

支援策 25	エンジョイ・セレクト事業の継続実施	【実施時期：令和5年度】
--------	-------------------	--------------

新型コロナウイルス感染症感染拡大に対する緊急的・時限的な事業として実施している「エンジョイ・セレクト事業」について、昨今の物価高騰の家計への影響等を踏まえ、令和5年度も継続します。
--

2 多子世帯への移動支援策の実施

- 2人以上のきょうだいがいる世帯からの要望を踏まえ、多子世帯の移動を支援し、経済的負担を軽減するため、2人以上の就学前児童がいる世帯に対し、タクシー利用券を支給します。
- また、2人目まで無料となっている「ちいばす」及び3人目まで無料となっている「お台場レインボーバス」の運賃について、無料化の対象を全就学前児童に拡大します。
- さらなる妊産婦の移動支援のため、妊産婦に無料で発行している港区コミュニティ乗車券で乗車できる人数を1人から2人に拡大します。

(1) 環境変化とアンケート調査結果

アンケート調査結果で回答があった就学前の子どもがいる世帯のきょうだいの数は、「一人っ子」が53.5%と最も多く、「2人きょうだい」が37.1%、「3人きょうだい」が7.8%、「4人きょうだい」が1.2%、「5人以上きょうだい」が0.3%となっており、調査回答世帯の46.4%が、2人以上のきょうだいがいる世帯です。



きょうだいの数

世帯年収	実数	割合
一人っ子	3,180	53.5%
2人きょうだい	2,207	37.1%
3人きょうだい	465	7.8%
4人きょうだい	73	1.2%
5人以上きょうだい	20	0.3%
合計	5,945	100.0%

アンケートで把握した2人以上のきょうだいがいる世帯からの区へ要望については、「複数の子どもを持つ場合、通院等で困難がある。多くの荷物を持つての移動など、困難さを軽減できるようなサービスがあると良いと思う」など移動に関する支援の要望が多く見られました。



2人以上のきょうだいがいる世帯からの区への要望

- 複数の子どもを持つ場合、通院等で困難がある。多くの荷物を持つての移動など、困難さを軽減できるようなサービスがあると良いと思う。
- 多胎児保育に対するサポートを充実してほしい。子ども3人では自転車で移動が出来ない。
- 年に数回で良いので、タクシーチケットの無料配布を希望する。
- 子育て期間中は、母子ともにちいばすを無料にしてほしい。

(2) 今後の子育て支援策

アンケート調査で2人以上のきょうだいがいる世帯から寄せられた要望等を踏まえ、移動に困難を抱える就学前の子どもがいる保護者への支援及び経済的負担の軽減を目的として、2人目以上の就学前児童がいる世帯に対し、タクシー利用券を支給します。

支援策 26	多子世帯移動経費補助事業の実施 【実施時期：令和5年度】
多子世帯の移動を支援し、経済的負担を軽減するため、2人以上の就学前児童がいる世帯に対し、タクシー利用券を支給します。	

また、現在、港区コミュニティバス「ちいばす」及び台場シャトルバス「お台場レインボーバス」における就学前児童の運賃の一部を無料化しています。

「ちいばす」では、就学児以上の乗客に同伴する2人目までの就学前児童運賃、「お台場レインボーバス」では、就学児以上の乗客に同伴する3人目までの就学前児童運賃を無料としています。多子世帯に対する移動支援及びさらなる経済負担軽減のため、現在一部有料である就学前児童運賃を無料化します。

支援策 27	就学前児童の港区コミュニティバス「ちいばす」及び台場シャトルバス「お台場レインボーバス」運賃の無料化 【実施時期：令和5年度】
2人目まで無料となっている「ちいばす」及び3人目まで無料となっている「お台場レインボーバス」の運賃について、無料化の対象を全就学前児童に拡大します。	

さらに、現在区では、妊産婦に対して、港区コミュニティバス「ちいばす」及び台場シャトルバス「お台場レインボーバス」に無料で乗車できる港区コミュニティバス乗車券を発行していますが、妊産婦がいる世帯へのさらなる移動支援のため、妊産婦に無料で発行している港区コミュニティバス乗車券で乗車できる人数を1人から2人に拡大します。

支援策 28	妊産婦に無料で発行している港区コミュニティバス乗車券の利用対象者拡大 【実施時期：令和5年度】
妊産婦がいる世帯へのさらなる移動支援のため、妊産婦に無料で発行している港区コミュニティバス乗車券で乗車できる人数を1人から2人に拡大します。	

3 区立認可保育園利用世帯の要望への対応策の実施

- 区立認可保育園利用世帯からの要望を踏まえ、保護者の利便性を向上させ、育児負担を軽減することを目的として、区立認可保育園でのおむつのサブスクリプションサービスを実証実験により試行実施します。

(1) 環境変化とアンケート調査結果

区立認可保育園は、園庭を有している施設が多く、アンケート調査結果での保護者の施設に対する満足度も高いものの、保護者からの要望が多いおむつのサブスクリプションサービスについては、サブスクリプションサービス事業者選定等に課題があり、これまで実施してきませんでした。

しかし、区内の私立認可保育園等では、すでにおむつのサブスクリプションサービスを導入している施設もあり、他区の区立認可保育園においても、導入事例が出てきています。アンケート調査結果でも、区立認可保育園利用世帯からの利用施設に対する要望の中に、おむつのサブスクリプションサービスに関するものが見られました。



おむつのサブスクリプションサービスについての要望(区立保育園利用世帯)

- おむつのサブスクリプションサービスを実施してほしい。
- おむつをサブスクリプション式にしたい放題にして欲しい。
- おむつを定額性で利用できるようにしてほしい(おむつを保育園に毎度名前記入して持参しなくてよいように)。
- おむつの定額サービスなどが導入されると、おむつの購入や一枚一枚への記名などの手間が省けて保護者は助かると思います。

(2) 今後の子育て支援策

区立認可保育園については、アンケート調査で寄せられた要望等を踏まえ、保護者の利便性の向上や、育児負担を軽減することを目的として、区立認可保育園でのおむつのサブスクリプションサービスを実証実験により試行実施します。試行実施の結果を踏まえて、導入の方法等を検討し、決定します。

支援策 29	区立認可保育園でのおむつサブスクリプションサービスの実施 【実施時期：令和5年度】
保護者の利便性を向上させ、育児負担を軽減することを目的として、区立認可保育園でのおむつのサブスクリプションサービスを実証実験により試行実施します。	

4 出産費用助成に関する要望への対応策の実施

- 出産費用の上昇傾向や、国の出産育児一時金の改定の動き、アンケート調査で寄せられた要望等を踏まえ、国が出産育児一時金を改定する時期にあわせ、「出産費用助成事業」の限度額の引き上げを実施します。

(1) 環境変化とアンケート調査結果

区では、子育てをする世帯の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的に、子どもの出産に係る費用の一部を負担する「出産費用助成事業」を実施しています。

「出産費用助成事業」では、出産に係る分娩費及び入院費等73万円を限度とし、その額から国の出産育児一時金等を差し引いた額を助成しています。多胎の場合は、73万円に子どものうち1人を除いた子ども1人につき40万円を加算した額が限度額となります。令和2年4月からは、60万円だった限度額を73万円に引き上げるなど、これまでも事業の拡充に取り組んできました。

しかし、令和2年に限度額を引き上げた時点での出産費用の平均が約73万円であったのに対し、令和4年10月時点では約81万円となるなど、出産費用は近年上昇傾向にあります。また、国の出産育児一時金の額も令和5年4月以降、引き上げられる見通しです。アンケート調査結果でも、出産費用助成に関する要望が多く見られました。



出産費用助成に関する要望

- 出産費用の助成額がもう少し上がるといいと思う。港区で出産しようと思うと普通分娩でもかなり高額になるので、産みたくても産めない状況がある。
- 出産費用の助成が大きいのが助かる。出産への不安が強かったが、助成があることで無痛分娩の選択ができ、心がおちついた状態で出産できた。
- もう一人子どもがほしいが、今のままだと収入の不安(コロナで)などで無理な感じがする。港区で産みたいが出産費用が高すぎる。
- 「出産費用の助成」に関して、出産時の支払いから還付までのリードタイムが長いので、短くしてほしい。

(2) 今後の子育て支援策

出産費用の上昇傾向や、国の出産育児一時金の改定の動き、アンケート調査で寄せられた要望等を踏まえ、国が出産育児一時金を改定する時期にあわせ、「出産費用助成事業」の限度額の引き上げを実施します。

支援策 30 出産費用助成事業の拡充 【実施時期：令和5年度】

国が出産育児一時金を改定する時期にあわせ、「出産費用助成事業」の限度額の引き上げを実施します。

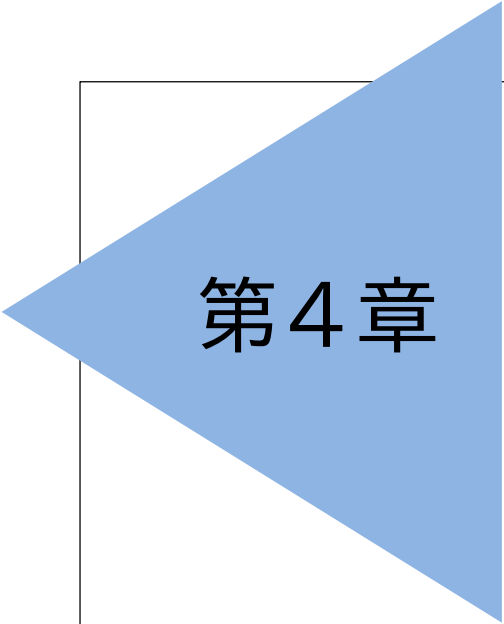
第5 環境変化等を踏まえた子育て支援策一覧

1 子育て支援策の一覧

目的	No.	支援策	区分	実施年度
教育・保育施設利用世帯への支援策	1	保育アドバイザー派遣事業の拡充	拡充	R4
	2	保育の質向上のための研究プロジェクトの実施	新規	R4
	3	大学との協働による新たな保育士研修カリキュラムの構築	新規	R4
	4	港区版保育の質のガイドラインの作成	新規	R5
	5	認可外保育施設改修費等支援事業の実施	新規	R5
	6	区立幼稚園における子育てサポート保育の拡充	拡充	R5
	7	区立幼稚園における夏季等休業中の一時預かり事業の実施	新規	R5
	8	区立幼稚園における教育活動の充実	拡充	R5
	9	区立幼稚園における利便性等向上策の実施	新規	R4
	10	区立幼稚園における体験保育等の拡充	拡充	R5
	11	幼稚園紹介パンフレットを活用した魅力周知の充実	新規	R4
	12	送迎用バス安全装置装備支援事業の実施	新規	R5
在宅子育て家庭への支援策	13	私立認可保育園での余裕活用型一時保育事業の実施	新規	R5
	14	みなと保育サポート事業再編による乳幼児一時預かり事業の拡充	拡充	R5
	15	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の実施	新規	R5
	16	産前産後家事・育児支援事業の拡充	拡充	R4
	17	子育てひろば「あい・ぽーと」への親子が集えるカフェの設置	新規	R5
	18	子育てひろば等職員への心理専門相談員巡回指導の実施	新規	R5
	19	産後母子ケア事業の拡充	拡充	R5
特別な支援が必要な子どもがいる世帯への支援策	20	認可保育園等の障害児・個別的配慮児への対応力向上策の実施	拡充	R5
	21	私立幼稚園への特別支援アドバイザー派遣、特別支援教育担当者会の拡充	拡充	R5
	22	児童発達支援センターでの相談者に合わせた相談体制の構築	新規	R5
	23	子どもの障害や発達について気軽に相談できる出張相談・親子サロンの設置	新規	R5
	24	児童発達支援センターと保育園の「併用通所」の対象の拡大	拡充	R5
その他アンケートでの把握したニーズへの対応	25	エンジョイ・セレクト事業の継続実施	拡充	R5
	26	多子世帯移動経費補助事業の実施	新規	R5
	27	就学前児童の港区コミュニティバス「ちいばす」及び台場シャトルバス「お台場レインボーバス」運賃の無料化	拡充	R5
	28	妊産婦に無料で発行している港区コミュニティバス乗車券の利用対象者拡大	拡充	R5
	29	区立認可保育園でのおむつサブスクリプションサービスの実施	新規	R5
	30	出産費用助成事業の拡充	拡充	R5

2 既存子育て支援策との対応

目的	項目	妊娠中	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
相談や交流の機会を設け、子育て家庭の孤立化を防ぐ	相談	みなとプレママ応援事業（面談、育児パッケージ） 妊婦訪問（助産師訪問による相談） 産前産後家事・育児支援事業 ●							
		産前産後家事・育児支援事業 ●							
		支援策16 産前産後家事・育児支援事業の拡充							
		こんにちは赤ちゃん訪問 助産師による母子保健相談 ママの健康相談（助産師訪問による相談） 4か月児育児相談 産後母子ケア宿泊型ショー ●							
		支援策19 産後母子ケア事業の拡充							
		子ども家庭支援センターの相談事業（子ども家庭の総合相談、専門相談、相談ねっと、DV相談等） 児童相談所の相談事業（養護相談、障害相談、育成相談、非行相談、里親相談等） みなと保健所の相談事業（すくすく育児相談、母子メンタルヘルス相談等） 児童発達支援センターの相談事業（総合相談、計画相談支援、障害児相談支援） 男女平等参画センターの相談事業（心のサポートルーム） 港区生活・就労支援センターの相談事業（自立相談等） 教育センターの相談事業（総合相談、就学相談）							
		交流	Helloママサロン、のんびりサロン、うさちゃんくらぶ						
			子育てひろば（19か所） ●						
			支援策17 子育てひろば「あい・ぼーと」への親子が集えるカフェの設置 支援策18 子育てひろば等職員への心理専門相談員巡回指導の実施						
			保育園であそぼう（区立保育園が未就園児に対して園で遊ぶ機会を提供） 未就園児の会（区立幼稚園が未就園児に対して園で遊ぶ機会を提供） 乳幼児のつどい（児童館等が親子が集まって遊ぶ機会を提供） グループお母さんの時間、ふたごの会【多胎児】、なかよし会【ダウン症児】、ぶちとまとの会【低体重児】						
子育ての知識を深める	母親学級・両親学級 はじめての離乳食教室 ブックスタート事業								
就労などで保育できない保護者に代わって保育を行う	一時預かり ●	乳幼児一時預かり（あつぴい、みなと子育て応援プラザ「Pokke」、子育てひろば「あい・ぼーと」、みなと保育サポート） 支援策13 私立認可保育園での余裕活用型一時保育事業の実施 支援策14 みなと保育サポート事業再編による乳幼児一時預かり事業の拡充 支援策15 ベビースタター利用支援事業（一時預かり利用支援）の実施							
		一時保育（認可保育園、小規模保育事業所） シヨードヌテイ（6泊7日以上の宿泊型一時預かり）、トワイライトステイ（午後5時から午後10時までの一時預かり） 派遣型一時保育事業（支援会員を保育者として派遣）、育児サポート「子むすび」（地域の協力を子育て家庭と結び） 病児・病後児保育室、訪問型病児・病後児保育（利用料助成）							
		認可保育園（区立21園、私立60園） 元麻布保育園（医ケア・障害児クラス） 認定こども園（区立1園） 港区保育室（12園）							
		支援策1 保育アドバイザー派遣事業の拡充 支援策2 保育の質向上のための研究プロジェクトの実施 支援策3 大学との協働による新たな保育士研修カリキュラムの構築 支援策4 港区保育の質のサイトライズの作成 支援策20 認可保育園等の障害児・個別対応児への対応力向上策の実施 支援策29 区立認可保育園でのおむつサブスクリプションサービスの実施							
		小規模保育事業（私立11園） 居宅訪問型保育事業（医ケア児等向け・待機児童向け） 認定保育所（利用料助成） 認可外保育施設（利用料助成） ●							
		支援策6 区立幼稚園における子育てサポート保育の拡充 支援策7 区立幼稚園における夏季等休業中の一時預かり事業の実施 支援策8 区立幼稚園における教育活動の充実 支援策9 区立幼稚園における利便性向上策の実施 支援策10 区立幼稚園における体験保育等の拡充 支援策11 幼稚園紹介パンフレットを活用した魅力向上の充実 支援策21 私立幼稚園への特別支援アドバイザー派遣、特別支援教育担当者会の拡充							
		ポト事業（5か所） 支援策5 認可外保育施設改修費等支援事業の実施 支援策12 送迎バス安全装置整備支援事業の実施							
		幼稚園（区立12園、私立14園） 子育てサポート保育（区立幼稚園による降園後の預かり保育）							
		健康やかな成長をサポートする	保健	妊婦健康診査 妊婦歯科健診 新生児聴覚検査					
				乳幼児健康診査（3〜4か月健診、6〜7か月健診、9〜10か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診） パースティ歯科健診、すこやかちゃんフッ素塗布事業、歯並び・かみ合わせ相談 予防接種					
子育て家庭へ経済的な支援をする	手当・助成	出産費用の助成・出産育児一時金 ● 妊娠高血圧症候群等の医療費助成							
		支援策30 出産費用助成事業の拡充 支援策26 多子世帯移動経費補助事業の実施 支援策27 就学前児童の港区コミュニティバス「ちいばす」及びお台場シャトルバス「お台場レインボース」運賃の無料化 支援策28 妊産婦に無料で発行している港区コミュニティバス乗車券の利用者拡大							
困難な状況にある家庭への支援	困難な状況への支援	妊産婦へのコミュニティバス乗車券の発行							
		子ども医療費助成、子どもの疾病への医療費助成 ちいばす（2人目まで）・お台場レインボース（3人目まで）運賃の未就学児無料 【障害児支援】→児童育成手当（障害手当）、特別児童扶養手当 【ひとり親家庭支援】→児童育成手当（育成手当）、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金 【離婚前後の親支援】→裁判外紛争解決手続（ADR）利用助成金、養育費保証利用助成 【障害児支援】→児童発達支援センターの発達支援（相談支援、障害児通所支援） ● 【ひとり親家庭支援】→エンジョイ・セレクト事業、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 支援策22 児童発達支援センターでの相談者に合わせた相談体制の構築 支援策23 子ども障害や発達について気軽に相談できる出張相談・親子サロンの設置 支援策24 児童発達支援センターと保育園の「併用通所」の対象の拡大 支援策25 エンジョイ・セレクト事業の継続実施							

A blue triangle pointing to the left, partially overlapping the top-left corner of the page's main content area.

第4章

今後継続して検討すること

1 特別な支援が必要な子どもがいる世帯に対するさらなる支援の検討

令和3年12月21日に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」では、「全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上」や「誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援」が掲げられています。

出生、性別、人種、障害の有無などによって分け隔てられることなく、健やかに成長し、自分らしく尊厳を持って社会生活を営むことができるよう、その成長を社会が支えることが基本とされており、そのために必要な取組を推進することが重要です。

特に障害児など特別な支援が必要な子どもに対する支援については、区内の教育・保育施設を利用する障害児・個別的配慮児の数が増加傾向にあることに加え、アンケート調査においても、障害児に対する適切な支援やその保護者の就労支援など、多くの要望が寄せられており、大きな課題となっています。



子どもに障害や発達に関する不安を持つ世帯の要望

- 0～2歳位の子への児童発達支援を検討して欲しい（「ぱお」に通っているが、利用料がかかってもいいので、もう少し専門的な支援が受けられたらと感じる）。
- 障害児でも特に医ケアが必要としても教育、保育施設への送迎援護を強化してほしい。付き添いが保護者必須の現状がほとんどの中、通常勤務を成すことはかなり厳しい。
- 元麻布保育園の障害児クラスに通わせたいが、送迎が出来ずに通えない子どもがいる。我が子もその1人です。
- 発達障害を持った子ども達の教育支援サービスをもっと充実させて欲しい。他国と比べ日本は色々な教育プログラムを選べない環境にある。
- 医ケア児（重度、呼吸器）の母子の生活をもう少し知っていただきたい。その上で、必要なサービスを考えてほしいです。毎日生きること必死です。
- 有料でいいので、遊具が充実した遊び場がもっとあれば嬉しいです。下の子が障害児なのですが、障害児の放課後デイが区内に圧倒的に不足していると感じています。

区では、児童発達支援センター「ぱお」による日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを提供する児童発達支援や、元麻布保育園での医療的ケア児、障害児の受入れなど、これまでも特別な支援が必要な子どもに対する支援を実施してきました。

今後はさらに、障害児に対する直接的な支援のみならず、時代や社会情勢の変化により高まっている、障害児の家族が就労できる環境整備のニーズにも対応していく必要があります。引き続き、当事者の意見や要望等を踏まえて、さらなる支援を検討していきます。

2 私立認可保育園等での上乘せ徴収による付加的な教育・保育の実施

子ども・子育て支援新制度において、保育料以外に保護者から徴収することができる費用のうち、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるものは「上乘せ徴収」として整理されました（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39条））。

しかし、利用調整による入園決定の状況下においては、保護者の園選択の自由度が高いとは言えない状況であること等を踏まえ、区ではこれまで私立認可保育園等に対して、上乘せ徴収による園独自の付加的な教育・保育（有料プログラム）の実施を認めてきませんでした。

アンケート調査結果においては、教育・保育施設を利用する世帯の38.2%が「上乘せ費用を支払ってでも教育・保育の質を向上させてほしい」という回答がありました。利用施設種別に見ると、私立認可保育園利用世帯は約4割、小規模保育事業所利用世帯は約3割が上乘せ徴収による教育・保育の質の向上を希望しています。



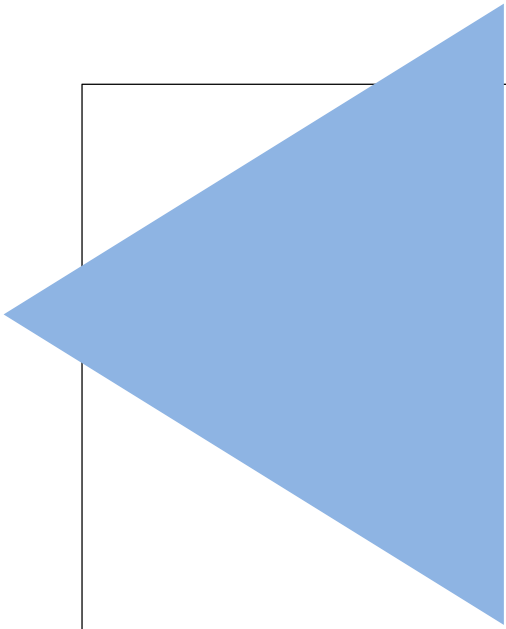
上乘せ徴収による教育・保育の質向上の希望有無

施設種別	上乘せ徴収で教育・保育の質を向上させてほしい		上乘せ徴収で教育・保育の質を向上させてほしいとは思わない	
	割合	実数	割合	実数
私立認可保育園	40.5%	375	59.5%	552
小規模保育事業所	30.6%	11	69.4%	25

また、令和3年に実施した、区内の保育運営事業者42社に対するヒアリングでは、事業者の約6割が、上乘せ徴収が認められた場合、独自のカリキュラムを実施すると回答しています。

一方で、実際に有料プログラムを実施する際には、コアタイム内において、当該有料プログラムに参加する児童と参加しない児童を、どのように分けて保育を行うかなどの運用上の課題が生じることが想定され、私立認可保育園等が有料プログラムを実施する際のルールについては、丁寧に検討することが必要です。

上記を踏まえ、費用徴収を伴う付加的な教育・保育に対する区の考え方や、私立認可保育園等が実施する際のルールの整理については、引き続き検討する課題とし、まずは、保育の質向上に関する取組を優先して実施していきます。



參考資料

1 策定に係る検討

「港区の就学前の子どもを取り巻く環境変化等を踏まえた子育て支援策」は、多様な子育て支援を所掌事項とする港区子育て支援推進会議で検討しました。また、詳細な検討のため、港区子育て支援推進会議の下に、子ども家庭支援部長を委員長とする検討委員会を設置し、策定しました。

【子育て支援推進会議構成員】

	所属
会長	子ども家庭支援部長
副会長	子ども家庭支援部子ども家庭課長
委員	麻布地区総合支所管理課長
委員	芝浦港南地区総合支所管理課長
委員	子ども家庭支援部保育政策課長
委員	子ども家庭支援部保育課長
委員	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長
委員	教育委員会事務局学校教育部学務課長
委員	教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長

※学務課長及び教育指導担当課長は、案件が教育施策に関する部分に限る。

【検討委員会構成員】

	所属
委員長	子ども家庭支援部長
副委員長	子ども家庭支援部保育政策課長
副委員長	教育委員会事務局教育推進部教育長室長
委員	麻布地区総合支所管理課長
委員	保健福祉支援部障害者福祉課長
委員	みなと保健所健康推進課長
委員	子ども家庭支援部子ども家庭課長
委員	子ども家庭支援部保育課長
委員	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長
委員	企画経営部企画課長
委員	教育委員会事務局学校教育部学務課長
委員	教育委員会事務局学校教育部幼児教育担当専門官

【検討経過】

開催年月日		会議体	主な検討内容
令和4年	5月23日	子育て支援推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・検討体制（検討委員会の設置） ・検討スケジュール
	6月22日	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目及び検討方法 ・検討スケジュール
	7月27日	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・内容検討
	8月17日	第3回検討委員会	
	9月2日	第4回検討委員会	
	9月12日	第5回検討委員会	
	12月1日	第6回検討委員会	
	12月16日	子育て支援推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・内容審議